

令和3年 渡嘉敷村議会会議録

第8回臨時会（10月15日）	1日間
第9回臨時会（11月11日）	1日間
第10回定例会（12月15日～20日）	6日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和3年第8回臨時会（10月15日）

令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1		
出席議員	2		
議事日程第1号	3		
日程第1	会議録署名議員の指名について	4	
日程第2	会期の決定について	4	
日程第3	議案第53号	工事請負変更契約「阿波連漁港機能保全工事（R3）」 について	4
日程第4	議案第54号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について	5
日程第5	議案第55号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号） について	9
日程第6	発議第7号	離島振興法の改正・延長を求める意見書について	11

令和3年第9回臨時会（11月11日）

令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	15		
出席議員	16		
議事日程第1号	17		
日程第1	会議録署名議員の指名について	18	
日程第2	会期の決定について	18	
日程第3	議案第56号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	18
日程第4	発議第8号	米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書につい て	18

令和3年第10回定例会（12月15日）（1日目）

令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会会期日程	24	
出席議員	24	
議事日程第1号	25	
日程第1	会議録署名議員の指名について	26
日程第2	会期の決定について	26
日程第3	議長諸般の報告	26
日程第4	村長行政報告	28
日程第5	一般質問について	32

日程第 6	議案第57号	南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について ……………	78
日程第 7	議案第58号	南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について ……………	78
日程第 8	議案第59号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について ……………	79
日程第 9	議案第60号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産 処分について ……………	79
日程第10	議案第61号	渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について ……………	80
日程第11	議案第62号	渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する条例について ……	82
日程第12	議案第63号	渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	83
日程第13	議案第64号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について ……………	84
日程第14	議案第70号	渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	85
日程第15	議案第65号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）について	85
日程第16	議案第66号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について ……………	87
日程第17	議案第67号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について ……………	87
日程第18	議案第68号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について ……………	88
日程第19	議案第69号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について ……………	89
日程第20	発議第9号	軽石の大量漂流・漂着に関する意見書について ……………	90

令和 3 年

第 8 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

10月15日

令和3年第8回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和3年10月15日
至 令和3年10月15日

月 日	曜 日	区 分	日 程
10月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第53号、議案第54号、議案第55号 発議第7号

令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会は
令和3年10月15日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：10月15日（金曜日）午前10時53分

令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和3年10月15日（金） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第53号	工事請負変更契約「阿波連漁港機能保全工事（R3）」について
第4	議案第54号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）について
第5	議案第55号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
第6	発議第7号	離島振興法の改正・延長を求める意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員を指名します。

○ 玉城保弘議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日10月15日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日10月15日の1日間に決定をいたしました。

○ 玉城保弘議長

日程第3、議案第53号、工事請負変更契約(阿波連漁港機能保全工事(R3))についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第53号

工事請負変更契約について

工事請負変更契約(阿波連漁港機能保全工事(R3))について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的	阿波連漁港機能保全工事(R3)
契約金額	増額 462,000円
契約の相手方	住所 沖縄県浦添市安波茶3-7-8-205
	社名 株式会社 田中工業
	代表取締役 田中広三

提案理由

令和3年7月9日、議会の議決を得た阿波連漁港機能保全工事(R3)の請負変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

こちらの工事の場所とあと、この追加になった理由って何かあるんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。今年度の工事の場所としましては、前年度の工事の引き継ぎをなりまして、阿波連漁港の第2防波堤の鋼管の腐蝕を防止する工事となっております。変更の箇所については、鋼管が丸い交換になっておりまして、延長で設計をしたものですから、この延長でいくと、丸の半分のところに設計の終点が位置するものですから、カバーとしては一つのカバーになっているものですから、50cm延長する分の変更ということになります。

○ 2番 国吉英治議員

じゃあ、外から見た感じがどうこう変わるということではなくて、水中の中の構造自体が何かちょっと変わってくるというかたちですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。昨年も実施しておりますので、干潮時には、その施工箇所が現れてチタンでカバーをしておりますのでシルバーメッキといいますかね、そういう箇所が見えると思いますが、同じ工法ですので、今年度も満潮ではなかなか確認できませんが、干潮時にはしっかりと確認ができるということになります。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第54号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第5号）

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千865万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5千243万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

本会議始まる前に総務課長から詳細説明あったんですが、そこでちょっとお伺いしたいんですが、今回、渡航自粛協力金給付事業が認められなかったということですが、この交付要項の中のどういった文言で、それが認められなかったのかを教えてくださいたいです。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えします。まず個人を対象とした給付金というのが認められないという中で、これが基本的には認められないということなんですが、ただ認められる場合として、給付対象を合理的な範囲とする場合、または緊急性があり、やむを得ない場合は実施計画への記載を認めるという内容があります。その中で今回は緊急性があるという考えで対象事業として、渡航自粛協力金を村民1人当たり1万円を給付するというかたちで申請をあげましたけれども、それは認められませんということの判断であります。

○ 6番 當山清彦議員

それは昨年はやったじゃないですか。昨年にはその文言はなかったんですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

前回は認められておりますので、前回と今回の交付要綱の個人への給付が何が違うかという議員のご質問ですので、前回の交付要綱を少し精査してお答えをしたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

この地方創生交付金は特殊なものですし、実際、先に事業執行していいよという説明もあったということ、曖昧な交付要綱があるのであれば、もっと交渉してもいいのかなという部分も思うんですね。

そこでもう一件伺いたいんですが、今のところと、以前、私、学校給食費の支援事業についてはご指摘したと思いますが、こういった事業は、そういうところには引っかけられないんですか。個人に対する給付じゃないですか。

○ 金城満総務課長

この給食事業の給付、それも個人に給付しているものではないかという議員のご指摘なんですけれども、今、内閣府と県を經由してやり取りしている中で、「経済対策の結果的効率的な実施の観点から給付対象を合理的な範囲とする場合、または緊急性がありやむを得ない場合」というふうな要項に書いてありますので、その中で渡航自粛協力金は全村民ということの給付対象としておりましたので、これは対象にならないということの判断がありました。そうなんです、この給食費の支援については、これにはあたらないということの判断ということになるかと思えます。

○ 6番 當山清彦議員

国の方もなかなか正直精査できていないのかなという部分も思うんですよ。どういふかたちで、当局が交付申請を出したのかもわからないんですけど、この渡航自粛協力金という名称と、あと全村民が対象という、このばらまき感がでたのかなというのが正直な感想なんです。そこで配分の今いただいている資料の中で2千781万7千円ある中でもオーバーする部分は持ち出し分になってきますので、そこはちゃんとしっかり精査うえでやっていただけたらと思うんです。そして取り下げとなっていますけど、まだまだ交渉できるんじゃないのかなとも思うんですけど、ここはいかがですか。

○ 金城満総務課長

議員がおっしゃることもとても大事なことだと思います。ぎりぎりねばり強く交渉の余地はあるんじゃないかというお話でしたけれども、これはもう交付決定を受けております。私たちは、正式に村長と協議して取り下げしておりますので、これからこの事業をまた交付対象にしてくれということは、非常に厳しいというふうに思っております。

それから私たちは、村として、この渡航自粛協力金をいわゆる村民一人ひとりに現金を1万円づつばらまいているんじゃないかという、そういう緊急性、合理性がないというような判断で、国から交付対象外ですよと言われましたけれども、その中のやり取りとして、いいえ、そうではありませんよと、離島において私たちは人的、物的にも資源の限られた離島環境において、緊急宣言等による渡航自粛の要請に、村民に多大な影響があるということで、マスクや消毒用アルコールこちらを購入する経費としても、この1万円の中に入っていますよということを丁寧に説明をしております。ですが内閣府としては、それにつ

いても、この交付要綱からして、これは認められませんと、最終判断を受けておりますので、これからこれをまた交渉していくというのは非常に厳しいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。当局としても、もう納得いかないがというところで感じ取れますけれども、今後は交付要綱をしっかり目を通していただいて交付申請をお願いしたいと思えます。

もう1件伺いたいんですが、さっきいただいた資料から質問させていただきます。新しい生活様式支援補助金についてですが、上限15万円の部分だと思っておりますが、執行率が大変悪いというふうに伺っております。これが今年に入ってからコロナ対策にかかったお金というふうになっていると思えますが、ほとんどが、事業者の方から言われているのが昨年の段階である程度設備投資はしていると、それが補助対象にならないという部分で申請が少ないのかなというふうに思っております。このへんは何とか規制緩和して、昨年の分も対象経費になるようなかたちというのは取れないでしょうか。

○ 金城満総務課長

議員がおっしゃるとおり、今この新しい様式の事業者へのいろいろ機材等々を買った補助については、とても今執行率が悪い状況です。今もう実際給付しているのは10件程度しか給付していない状況です。金額で言いますと100万ちょっとですね。去年もう既に終わっていますよと、去年はコロナが厳しい状況の中で、いろんな資機材を各事業者が整備してやっていますよというお話ではあるんですけれども、但し、これもやっぱり交付要綱がありまして、期間というのがどうしてもそこにありますので、今、直ぐにこれを遡って1年前のやつを、今回、交付の対象にできるかというのは、これは直ぐにできるものではないというふうに考えております。ですのでこれは要綱の変更とか、そういうのをしっかりとやらないと、またこれ交付金事業ですので、それを厳しい状況というのは重々承知をしておりますけれども、去年買ったものを、今年やるというのは、これは直ぐできるものではないというふうに考えております。但し、今回また新しい給付金、一律15万円各事業者に給付するというので、これも予定しておりますので、そういうものの中から少しこちらとしては支援をして、それに充てるというかたちも取れるものではないのかなというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

おっしゃることはもう重々承知をしておりますが、昨年の段階で経済的にも大変きついで、こういった設備に投資をしている事業者がほとんどなんです。だから今それだけの申請の件数しかきていないと思っております。一個伺いたいんですが、これは当局の中で交付要綱を変えれば、昨年度の部分というかたちの規制緩和というのはできないんですか。これは自治体で自由にできるというふうに私は聞いているんですが、これをしないと、この事

業の執行率というのは、このままでは変わらないと思っています。責めてコロナの感染が広まった時期というものをちゃんと理解していただいて、そこに投資をした費用を村でみるというかたちでの規制緩和が必要だと思っています。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

はい、お答えします。昨年度の実際事業者がほとんど昨年度買っていますよというお話の中で、これをじゃあ、その昨年度も含めて今年の新しい生活様式の補助金の中で支出するということは、先ほど議員からご指摘ありましたけれども、じゃあ要項の改正をすれば、それも柔軟に対応してもらいたいというご要望がありましたので、ただこれ直ぐできますよと要綱は既にできております。それで事業も走っております。ですので直ぐできますよというお答えはできませんけれども、但し、状況が状況であるということを、もう一度私たちとしても、国の基本となる要綱、コロナ交付金の要綱を確認をして、これがそのことができるというものであれば、それは検討していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしくをお願いします。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第55号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)について。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方

自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千721万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年10月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

資金不足に関するものがほとんどだと思っておりますが、繰り上げ充用で赤字分を補填したというかたちだと思っておりますが、以前、決算の際に話をしていたとおり、国と県とどういったやり取りがあつて、こういった処理をしたのかどうか伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えします。この航路事業特別会計が令和2年度決算で資金不足がありまして20%以上は財政健全化計画を策定しなければいけないという中で進めているところではありますけれども、但し、国、県とやり取りの中で一般会計が資金不足5千万ちょっと出しているんですけども、そこを令和3年度決算で補填というかたちで事業をしっかり支えるというお話であれば厳しい経営状態ではありますけれども、勿論、独自の経営改善をしながら、今後、航路会計を維持、存続するために運営をしていきますけれども、経営健全計画というものを国が示すような計画とはちょっとそういうかたちのものではなくて一般財源でしっかりと補填して一般会計からお金を出して航路事業特別会計を支えると、それを確約する中で、今回令和2年度の赤字分の補填をするということで決定して、今予算をあげているところです。ですので今後の計画の進捗につきましては、当然ながら経営改善に向けて進めてはいきますけれども経営健全化計画については、国、県と今後交渉をやり取りを進めながらどういうかたちにするかというのは、また今後の状況しだいと

ということになってくると考えております。但し、その条件として、今赤字出している分はいわゆる一般会計から繰り出しをして、航路特別会計に赤字分を補填するというのが一番前提でありますので、そこを今回予算化して実行するという事で考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の話ですと、当初の話だった経営健全化計画を策定しなくても、まずは一般会計から入れて、まずは回してみなさいと、その後の経営状態によっては、またそれが必要になってくるよという内容でよろしいですか。の中で基金もありましたよね、基金は使わず、もう一般会計で赤字は補填というかたちでよろしいですか。

○ 金城満総務課長

はい、議員のご質問にお答えいたします。航路会計の財政調整基金が4千500万円余りございましたけれども、それも既に9月のリース料等の支払いもございましたので、資金不足がありましたので、そこに充当しております。

○ 6番 當山清彦議員

昨日の例月出納検査でも見ましたけど、半年で7千万円以上のリース料が発生しますので、昨年であればシミュレーションができていなかったという内容ですので、しっかりと総務課、船舶課しっかり連携を取ってシミュレーションもちゃんとして、今後こういったことがないように運営をしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。で、休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第7号、離島振興法の改正・延長を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

発議第7号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

離島振興法の改正・延長を求める意見書について

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出いたします。

離島振興法の改正・延長を求める意見書について

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月15日 提出

ご審議をお願いします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）

令和 3 年

第 9 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

11月11日

令和3年第9回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和3年11月11日
至 令和3年11月11日

月 日	曜 日	区 分	日 程
11月11日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第56号 発議第8号

令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会は
令和3年11月11日(木)午後2時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 4番 宮平鉄哉議員 5番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	欠 席
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	欠 席
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	欠 席
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	欠 席
会 計 課 長	欠 席		

終了：11月11日（木曜日）午後2時09分

令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和3年11月11日（木） 午後2時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第56号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	発議第8号	米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書について

○ 玉城保弘議長

ただいまから令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番宮平鉄哉議員、5番座間味満議員を指名します。

○ 玉城保弘議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月11日の1日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日11月11日の1日間に決定をいたしました。

○ 玉城保弘議長

日程第3、議案第56号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本日、村長より撤回の申し出があり、会議規則第20条第1項のただし書きの規定により、撤回の許可をいたしましたので、議事日程から削除します。

休憩します。

再開します。

日程第4、発議第8号、米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新垣一史議員。

○ 3番 新垣一史議員

発議第8号

令和3年11月11日

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 新垣一史

賛成者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書

令和3年10月20日午後6時29分ごろ、空中給油作戦を行っていた米軍第一海兵航空団所属のCH53ヘリコプター1機が栗国空港に緊急着陸した。翌日、別の同型機整備員が修理を行い、緊急着陸した機体は午前11時8分ごろに離陸した。この間、民間空港で

ある栗国空港滑走路が長時間にわたり閉鎖し、空港管理事務所も待機や対応に追われた。

今回の緊急着陸に関し、「必要な兆候に気づき、大事を取って予防着陸させた」と説明しているが、一步間違えれば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで本村議会は米軍の事件・事故等が起こるたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明や再発防止策の徹底を求めてきたにもかかわらず、このような事態が発生したことに憤りを覚えるとともに、安全管理に対する米軍当局の安全管理が徹底されてきたとは言い難く、強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から 米軍及び関係機関に対し、下記事項のついて速やかに実施するよう強く要請する。

記

1. 事故発生時の迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
2. 事故原因の徹底究明とその結果を明らかにし、具体的な再発防止策を講じること。
3. 米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月11日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄防衛局長

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後2時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

令和 3 年

第10回渡嘉敷村議会定例会

第 1 日 目

12月15日

令和3年第10回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 6 日間
 自 令和3年12月15日
 至 令和3年12月20日

月 日	曜 日	区 分	日 程
12月15日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
12月20日	月	本会議	議案第57号、議案第58号、議案第59号 議案第60号、議案第61号、議案第62号 議案第63号、議案第64号、議案第65号 議案第66号、議案第67号、議案第68号 議案第69号、議案第70号 発議第9号

令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会は
 令和3年12月15日(水)午前10時00分に
 渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 6日間
 1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 5番 座間味満議員 6番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：12月15日（水曜日）午後4時48分

令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和3年12月15日（木） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	議案第57号	南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について
第7	議案第58号	南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について
第8	議案第59号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
第9	議案第60号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について
第10	議案第61号	渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について
第11	議案第62号	渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する条例について
第12	議案第63号	渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
第13	議案第64号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第14	議案第70号	渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案第65号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）について
第16	議案第66号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について
第17	議案第67号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
第18	議案第68号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第19	議案第69号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第20	発議第9号	軽石の大量漂流・漂着に関する意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第10回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの6日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和3年10月分、11月分、12月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

議長諸般の報告 令和3年9月23日～令和3年12月14日

令和3年

10月2日(土) ・渡嘉敷小中学校・幼稚園運動会応援激励

(渡嘉敷小中学校運動場)

10月12日(火) ・南部離島町村長議長連絡協議会 臨時総会(那覇市:自治会館)(議長)

(1) 令和3年度県議会「那覇市・南部離島選挙区」選手議員との行政懇談会について

(2) 令和3年度管内離島行政視察研修及び臨時会(久米島町)について

(3) 令和4年度南部離島町村長議長連絡協議会負担金について

10月14日(木) ・例月出納検査

10月15日(金) ・令和3年第8回渡嘉敷村議会臨時会

(執行部提出議案3件)、(議員提出議案1件)

10月21日(木) ・沖縄県町村議会議長会定例総会(那覇市:自治会館)(議長・局長)

1. 本会副会長の選挙について

- 2. 一部事務組合議会議員の選挙について
 - 3. 令和2年度本会会計歳入歳出決算認定について
 - 4. 決議について(抗議決議)
- 10月28日(木) ・南部広域市町村圏事務組合議会定例会 (那覇市:自治会館) (議長)
- 1. 本会副議長の選挙について
 - 2. 令和2年度南部広域市町村圏事務組合歳入歳出決算認定について(4件)
 - 3. 議案6件
 - 4. 報告1件
- 10月28日(木) ・令和3年度渡嘉敷村子ども議会リハーサル(渡嘉敷村役場3階議場)
- 10月29日(金) ・南部広域行政組合議会全員協議会・定例(八重瀬町:南部総合福祉センター)(議長)
- 1. 南部広域行政組合から脱退(北大東村)及び規約の変更及び財産処分等について
- 10月29日(金) ・令和3年度渡嘉敷村子ども議会 13:30～(渡嘉敷村役場3階議場)
(副議長対応)(中学3年生8人)
- 11月8日(月) ・南部離島町村長議長連絡協議会行政懇談会(那覇市:自治会館)(議長)
- 1. 令和3年度県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇談会資料に基づく要望及び意見交換。
- 11月9日(火) ・第59回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会
(読谷村:沖縄県介護保険広域広域連合)(新垣議員)
- 11月10日(水) ・例月出納検査
- 11月11日(木) ・令和3年第9回渡嘉敷村議会臨時会
(議員提出議案1件) ※執行部議案取り下げ(1議案)
- 11月12日(金) ・沖縄県町村議会議長会事務局長連絡協議会(那覇市:自治会館)(局長)
- 11月13日(土) ・阿波連小学校運動会応援激励(阿波連小学校)(議長)
- 11月16日(火) ・那覇事務所定期監査
- 11月17日(水) ・沖縄県町村監査委員協議会定例理事会(新垣英光)研修会
・南部地区町村等監査委員協議会研修会(新垣・常山・局長)
(那覇市:パシフィックホテル)
- 11月18日(木) ・沖縄県町村議会事務局職員研修会(那覇市:自治会館)(局長)
- 12月1日(水) ・県下一斉避難訓練「令和3年度沖縄県広域渡嘉敷村津波・地震避難訓練」
開会式:庁舎1階9時30分～(議長)
- 12月10日(金) ・例月出納検査
- 12月13日(月) ・議員協議会(定例議会事前議案審議・他)(3階議会事務局)(全議員)

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。行政報告に先立ち、まず会期日程、会期等についてご配慮いただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

なお、行政報告につきましてはお届けをしております書面による報告に代えさせていただきたいと思っております。

行政報告(2021.9.15～2021.12.14)

- | | | | |
|-------|-------|---|------|
| 09/15 | 10:00 | 令和3年度第7回渡嘉敷村議会(定例会) | 1日 日 |
| 09/16 | 10:00 | 〃 | 2日 日 |
| | 15:50 | 航路事業特別会計「資金不足については、繰り上げ充用額を一般会計から補てんすることで資金不足を解消し、健全化計画策定回避できる」と沖縄県から連絡あり。この方向で処理することを決定。 | |
| 09/17 | 14:30 | 敬老祝金訪問贈呈 (米寿祝:中井藤子、座間味幸子、屋宜栄太郎) | |
| 09/21 | 10:00 | 庁議 | |
| | 18:00 | 渡嘉敷村観光協会理事会(阿波連生活館)～20:00 | |
| 09/28 | 10:00 | 新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業検討会議 (庁舎2階) | |
| 09/30 | 13:30 | 新型インフルエンザ等対策本部会議 (庁舎2階) | |
| 10/01 | 13:00 | 沖縄県港湾協会令和2年度決算監査 (県庁11階) | |
| 10/02 | 09:00 | 渡嘉敷小中学校幼稚園運動会 参観 (渡嘉敷小中学校) | |
| 10/04 | 10:10 | 庁議 | |
| 10/06 | 14:00 | 「投資・財政計画」調整会議 (村長室) | |
| | | 神里副村長、金城総務課長、金城財政係、我喜屋船舶課長、山城課長補佐 | |
| 10/10 | 11:00 | 宅地買い上げ交渉 (字渡嘉敷324番地) 小嶺昇春名義 | |
| 10/11 | 13:00 | 会計年度任用職員(フルタイム)那覇連絡事務所勤務(棚原将嗣)辞令交付 (那覇連絡事務所) | |
| 10/12 | 13:30 | 南部市町村会定例総会 (自治会館) | |
| | 14:00 | 一般財団法人南部振興会 市町村長協議会 (自治会館) | |
| | 16:19 | 南部離島町村長議長連絡協議会(自治会館) | |
| | | ※桃原渡名喜村長退任に伴い会長引き受け(残任期間R3.10.15～R5.4.30) | |
| 10/13 | 13:30 | 公立大学法人医科薬科大学設立に関する概要説明 (自治会館) | |
| | | 説明者:公立大学法人医科薬科大学設立準備委員会 委員長 大城智美 | |
| | 14:00 | 令和3年度 第1回南部広域市町村圏事務組合理事会 (自治会館) | |
| 10/14 | 13:00 | カジマヤーパレード、祝辞及び祝い金贈呈 (庁舎1階) | |
| | | 新垣春さん、小嶺トシさん(大正14年生まれ) | |

- 10/15 10:00 臨時議会(第8回)工事請負変更契約ほか
 ※議会終了後、航路事業に起きて減便しない旨説明
- 11:10 沖縄県港湾協会理事会 web(村長室)
- 13:00 カジマヤー祝い者家族2名来庁対応(村長室)
 新垣一興、小嶺よしのり 同席:神里副村長、新垣民生課長
- 13:30 R4年度高速船買取支援に係るヒアリング(庁舎2階)
 沖縄県企画部交通政策課
 交通政策課長 金城康司
 // 交通企画班長 小浜守善
 // 主任 内間亜衣美
 同席、神里副村長、金城総務課長、我喜屋船舶課長、山城課長補佐
- 10/18 10:10 庁議
- 13:00 集客に関する取り組みについて ミーティング(村長室)
 尾崎憲男 課長補佐兼観光係
 棚原将嗣 会計年度時任用職員(那覇連絡事務所)
 田中 守(一社)渡嘉敷村観光協会事務局員
- 18:00 一般社団法人 渡嘉敷村観光協会理事会(阿波連生活館)
- 10/19 10:00 来客対応(村長室)神里副村長同席
 崎原永作 沖縄県へき地医療支援機構専任担当官
 沖縄地域医療支援センター理事・センター長
 志村正人 沖縄地域医療支援センター事務局長
- 10/20 10:00 来客対応(村長室)
 よしみね努 那覇市議会議員
 古郡優樹 那覇市マリンレジャー振興協議会 代表
- 10/21 13:00 急傾斜地崩壊防止工事(久米辻山)安全祈願 川平土木
- 10/22 13:30 九州・沖縄ブロックPPP/PFI推進首長会議 web(村長室)
- 10/25 13:10 賃貸住宅整備に関する調整(村長室)
 大和リース株式会社 宮下雅行 沖縄支店長
- 10/26 11:00 渡嘉敷港静穏度向上に関する取り組み協議(現場及び村長室)
 下地良彦 沖縄県港湾課長 ほか4名
- 14:00 こども議会答弁書検討会議
- 10/27 10:00 沖縄県森林審議会臨時会(県庁6階第2会議室)
- 17:30 賃貸住宅建設に係る意見交換(那覇連絡事務所)
 大和リース株式会社 宮下雅行 沖縄支店長
 株式会社 新洋 当間部長ほか1名

- 10/29 13:30 こども議会（庁舎3階議場）
- 11/01 08:30 新造高速船「クイーンざまみ」出発式 参列
13:30 村内県道186 拡幅用地交渉（村長室）
内野 徹 株式会社かなろあ社長、川島祐介
同席：玉城広喜観光産業課長 赤嶺孝幸土木係
- 11/04 13:00 防衛白書説明のため来庁（村長室）
防衛省 自衛隊沖縄地方協力本部 堀内高志 渉外補佐官
〃（国民保護・災害対策連絡調整官）大嶺正之 防衛事務官
- 11/05 08:30 渡嘉敷港内流入軽石除去対応検討会議（村長室）
※県下一斉津波避難訓練を延期し、定期船運航確保のため軽石除去対応決定
09:00 糸満市観光協会木下貴志ほか7名来庁対応（村長室）
※サバニを使ったモニターツアー中、渡嘉敷島立ち寄り来庁
- 11/06 終日 渡嘉敷港軽石回収作業（けらま産業）現場対応
- 11/07 午前 渡嘉敷港軽石回収作業（けらま産業）現場対応
14:30 圃場幸之助 衆議院議員視察来島対応 軽石他 15:30
同行者：富里哲座間味村長、代議士秘書1名
- 11/08 15:00 令和3年度県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇談会
南部離島町村長議長連絡協議会会長として挨拶・進行役（自治会館）
- 11/09 10:30 第153回沖縄県離島振興協議会理事会（自治会館）
11:30 第94回沖縄県過疎地域振興協議会理事会（自治会館）
13:00 第139回沖縄県離島振興協議会定期総会（自治会館）
14:15 第95回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会（自治会館）
- 11/10 13:10 南部離島町村長議長連絡協議会業務打ち合わせ（自治会館）
14:00 第192回沖縄県町村会定期総会（自治会館）
15:20 沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会（自治会館）
- 11/11 14:00 臨時議会
※期末手当減額の案件は、国の法改正未定のため取り下げ。意見書採択1件
- 11/13 09:00 第47回阿波連小学校運動会参観（阿波連小学校）
- 11/16 15:00 総務省消防庁主催「防災・危機管理トップセミナー」
（千代田区平河町全国都市会館）
- 11/17 11:00 吉住啓作内閣官房審議官（前沖縄総合事務局長）表敬訪問
（千代田区永田町合同庁舎8号館）
13:30 環境省へ「軽石、合併処理浄化槽、イノシシ掘り起しによる土砂流出の現状」について意見交換（霞が関合同庁舎5号館）
16:00 古川和 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 表敬訪問

同席理事:伊野亘、横井理夫

(代々木オリンピック記念センター内機構本部)

- 11/18 10:00 全国市町村水産振興対策協議会(千代田区永田町 全国町村会館)
「水産業振興・漁村活性化推進大会」・「定期総会」
14:00 全国観光地所在町村協議会総会 (千代田区永田町全国町村会館)
- 11/23 18:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会 (阿波連生活館)
- 11/26 11:30 琉球ファーム新垣氏「島の今後の農業について」意見交換 (村長室)
13:00 渡嘉敷中学校3年生及び2年生2人、校長他教諭2名来庁
※地区中分祭 最優秀賞受賞、県大会派遣決定の報告
※地区バドミントンダブルス優勝報告
- 11/28 9:30 令和3年度 渡嘉敷村民体育祭(午前中) (阿波連小学校運動場)
- 12/01 9:30 沖縄県広域渡嘉敷村地震津波避難訓練(単独開催)
13:00 職員採用試験第1次試験合否判定審査委員会 (村長室)
同席:神里副村長、新崎教育長 金城総務課長
14:00 議案検討会議(12月定例議会)
16:20 村社会福祉協議会令和4年度人事について意見交換 (村長室)
同席:安里和矢社会福祉協議会事務局長
神里副村長、金城総務課長、新垣民生課長、熊谷介護保険係
比嘉幸子(社協出向)
- 12/02 14:00 コロナ禍における村主催イベント等開催方針策定検討会議 (庁舎2階)
16:00 沖縄県森林審議会議案説明会Web 沖縄県森林管理課 (村長室)
- 12/03 11:30 大濱善秀 青少年交流の家所長来庁 (村長室)
13:00 麦倉 哲 元岩手大学教授 来庁 (村長室)
15:00 岩浅有記 大正大学地域構想研究所准教授(佐渡市総合戦略アドバイザー)
國谷祐基 株式会社JTB 営業第三課 営業担当課長
※自然や地域特性を生かした観光の在り方について意見交換(村長室)
- 12/04 14:00 アドベンチャーツーリズムセミナー 参加 (村中央公民館)
名刺交換:酒井達也 OCVB企画・施設事業部 企画課主査
- 12/06 10:10 庁議
- 12/07 07:00 スクールバス運転 同乗:小嶺教育課長 ~8:25
- 12/10 19:00 親子写真会(教育委員会主催) (村中央公民館)
- 12/11 11:00 職員採用第二次試験(面接) 庁舎2階大会議室
- 12/13 09:00 来庁対応 (村長室)
神原 潤ツネイシクラフト&ファシリティーズ 代表取締役社長
藤本氏

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。

初めに、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて3点ほど質問したいと思います。この時期になりますと私はいつもイノシシの問題を一般質問するようにしています。というのは今、村民がどれだけ捕獲されているかというのをほとんど知らないし、私個人的なことですが、何名か集まればコロナの話はあってもイノシシの話は一切ありません。もういないのかという人もいたりしますが、これについて、まず何頭今年には捕獲できたか。できたら昨年のもご存じでしたら比較したいのでお答え願いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

與那嶺議員のご質問にお答えいたします。まず、今年度、12月8日現在でございますが、村の捕獲実施隊による捕獲頭数が101頭、今年度4月以降で101頭。そして沖縄県による指定管理鳥獣捕獲事業での捕獲が40頭、トータルで141頭、4月以降に捕獲しております。

昨年ということですので昨年の数字としては、村での捕獲が86頭、県が25頭で111頭、今年が141頭ということでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

見てる限りではですね、捕獲し終わって5、60頭かなと思ひまして、正直いって数字を聞いてびっくりしているわけでございます。村長の目的は全滅するまで捕獲するとおっしゃっていましたが、今現在、捕獲に関わっている人は何名いますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。現在、村内の実施隊の数は20名となっております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

登録されている人が20名で、実際活動している人も20名ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。登録数は20名となっておりますが、頻繁に日頃から実施しているのは半分にも満たないという感じがいたしております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私が知っている限りは3名ぐらいかなとみています。3名の方でも140頭捕獲するということはこれはかなりまだいるなと思っております。今まで大きな事故はないんですけれど、切磋琢磨して村長が目標としているゼロ、これは正直いって時間がかかります。すぐ一挙にできることではないけど地道にやっていって、ゼロに近いように努力していただきたい

と思います。

次にいきます。新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について、本村は接種券が12月中旬になっていますが、予定通りに接種券が配布できるのかお聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。現在、国が示す様式に則って準備を進めているところでございます。印刷、委託費に関しては本議会の補正予算、これに計上しており、可決次第速やかに執行して、今月中には接種券の郵送をしたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

マスコミでは中旬と、もう1週間もないですよ、11月9日の新聞に南城市、東村、西原町、渡嘉敷村、この4つが接種券を中旬に配布するとなっておりますが、これあまりニュースとかで知らないというのかな、これ本当にできるのかなと。皆さんはスマホでいろいろ情報が入ってくるから、若者が便利になるということは年寄りが不便になるということですから、これは出来るだけ段取りができたなら早めに放送なりして村民を安心させていけたらなと思っております。

次にいきます。村長があまり答えたくない一般質問かもしれないけど、公約についてでございます。今、コロナ、軽石等が想定外のがじゃんじゃん発生しております。どれを優先していいのかなか判断が難しいと思います。だからといって、ぬるま湯に浸かっていたら行政の音頭が取れませんので、公約の中で、どれだけ実施できたか。これは言うておくけど、公約したけど実施できなかったと言っても、私はそれに対して問題を問わないです。ただどれだけ公約できたかということをもっと知りたいなと思っております。

○ 座間味秀勝村長

與那嶺議員のご質問、昨年12月の定例議会でも同様のご質問を受けまして、その時の私なりに検証した結果を報告させていただきました。大きく挙げると29項目、実際に実現、かたちとなったのがその時点で5項目。点数を付けるとすると100点満点でいうと17点というふうに答弁をさせていただきました。その後、目に見えるかたちで何かできたかという、実際、村民の目に見えるかたちということになりますと、例えば住宅の整備をしたとか、物を造ったとかということになるかと思うんですが、住宅整備については、ご承知のとおり、ほぼ3年近く入札不調ということで取り下げしているというような状況でございます。それに変わって今後木造の住宅を整備していこうということでの準備を進めているところでございます。現時点では大きく昨年から変わったということをお示しできるところは目に見えるかたちではないかと思っております。

ですが先ほど優先順位という話がありました。コロナに関すること、命に関わること、健康に関わること、そして軽石の問題、これは定期船に関わること、あるいは漁業者、あるいはダイビング事業者、生活に関わること、これらをまず目の前にあることを片付けると、対処するということがまず必要かと思っておりますので、まずそれを優先に対応して

きたということは言えるかと思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これもさっきのイノシシの問題と、私は12月にいつも質問するようにしています。それはなぜかといったら村長の節目ですから。ちょうど1年間を振り返る意味では時期的にもいいかなと考えての一般質問であります。かなり厳しい点数を自分で付けていましたけれど、やっぱり早急に対応しなければいけないものも今現在発生しているわけですから、これからも一層切磋琢磨して頑張っていけたらなと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 座間味秀勝村長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

お疲れさまです。早速ですけど、一般質問通告書に沿って私の質問をさせていただきます。まず1つ目なんですけれど、船舶課についてということで、前回9月の定例会において本村の船舶事業において資金不足比率が21.7%と限界値の20%より1.7%超えたということで、経営健全化計画の作成を指示されていましたが、今後どのように改善されていくのかをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

国吉議員のご質問にお答えをいたします。おっしゃるように資金不足比率が経営健全化基準、これ20%以上、この場合は議会の議決を経て経営健全化計画を策定する必要があるとされております。前年度の資金不足が20%未満であり、翌年度の資金不足が更にまた20%未満であることが確実に認められるときは、この場合でも経営健全化計画の策定は要しないということになっています。つまりその単年度の資金不足比率を補てんをして、翌年度にはその資金不足比率が発生しない見込みであるといった場合には経営健全化計画の策定を要しないということでもあります。

本村は令和元年度の資金不足比率は基準未満であり、令和2年度の資金不足については今年度中に一般会計から繰上充用額、補てん分の繰り入れを行い資金不足を早期に解消するというので令和3年度の資金不足比率が基準未満となることが確実に見込まれるということから経営健全化計画は策定をしないということになっております。

令和2年年度決算の健全化判断比率等の公表については現在準備中でありまして、12月中に公表を予定しており、総務省の報告については同様に12月中に県を経由して報告する予定となっております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、これは指摘をされたと思うんですけど、当初ですね、改善されたということは、本来元々そうなる前に、指摘をされる前にそれは対応可能だったんですか。なぜ

それだけ遅れて逆に対応が可能になっているんですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員のご質問にお答えいたします。これ遅れてといいますのは、令和2年度の決算を締める前に分かっていたかというご質問でございましょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

今、村長の答弁についてお伺いしたいんですけれど、修正されたということですが、本来提出された健全化計画がオーバーしていた、要は資金不足比率がオーバーしていたということは、本来シミュレーションできなかったのか、予測できなかったのか。また変更されたのであれば今後どうやっていくのか、その点をお伺いしたいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員のご質問にお答えいたします。決算は年度末3月過ぎて4月から5月にかけて出納閉鎖期間で決算数字を固めますけれども、その段階において収入の見込みが確かに少し甘かったといいますか、ずれて、資金不足の比率を超えるか、超えていないかという判断の誤りもありましてそういう結果となったこととさせていただきます。たいへん申し訳なく思っておりますけれども、そういう決算の数字の調整の誤りというふうにご覧しております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、もう一つ、今後の対応策というか、今後こういったことが起こらないようにというのはどういうふうにお考えですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

今後、航路事業の経営健全化に向けて、一般会計からの経営健全化に必要な額を繰り入れることとしております。また、事業計画については重要性、緊急性を勘案しながら見直しを行い、経費の標準化を図り、歳出経費について経費全般について総点検を行い、経費削減に努めて経費の合理化を図ってまいりたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

今の点は前回の話のところなんですけど、2番に続きまして、今後もコロナ禍において売り上げの目処が立っていないと思いますが、厳しいと思いますが、そこで村長、船舶課長はどのように経営をやっていくのかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。まず、先ほど船舶課長からも答弁がありました経営の合理化、経費の削減、これは引き続き取り組んでいく必要があると思っております。その中で今高速船のリース料というのが年間1億円を超えております。今、沖縄県に対して要望をしております買取支援、これを受けて歳出の抑制をしていきたいというふうにご覧しております。

す。

そして集客ということに関しましては、コロナ禍でかなり落ち込んでおります。海外からはほぼゼロでございます。そういった中で夏場だけ、これまでのような夏場だけの観光ということではとても集客は図れないということで、アドベンチャーツーリズム、先週末、先々週になるんでしょうか、セミナーを開いておりますが、地域の特色、文化や特色を生かした観光メニューづくり、これで周年平常化を図っていくという取り組みをしております。こういったことで回復をしていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。プラスアルファで伺いたいんですが、売り上げと経費削減といわれているんですけど、前回ですね僕の方でも一般質問を挙げたときに、キャンセル料が取れていないと、冬場の話じゃなくて夏場だと思ってしまうんですけど、1日何百人と乗られる中でそのキャンセルを追っかけられないという話で取られていないという話だったんですけど、それからだいぶ時間が経て、暇な時期といったら変ですけど、売り上げも下がってきて利用客数が減ってきている中で、今現状はどのようにされているのか、改善されているのかどうかお伺いします。

○ 我喜屋元作船舶課長

キャンセル料の回収ができていないというご質問ですが、現在も渡嘉敷村の徴収業務といたしますか、その中でキャンセル料を徴収するという規定がないので、現在のところ実施はしておりません。

○ 2番 国吉栄治議員

キャンセル料の規定がないからキャンセル料を取らないというのではなくて、キャンセル料を含めて経営健全化につながると思いますが、これだけ時間があつたのに燃料を下げるとかそういうところにはすごい力を入れているのを見えていたんですが、この点とか改善できたはずじゃないんでしょうか。要は何かしらこの点について改善策は全くされてないということですか、規定がないから。

○ 我喜屋元作船舶課長

キャンセル料につきまして、徴収すべきかどうかというのも含めまして、他の航路とか船舶航路事業者にいろいろ確認をしたところ、キャンセル料を徴収しているところがなかったんですけども、うちがそれを徴収する場合にどういった方法があるかというのも検討はしている最中でございます。現在、現行の発券システムとの関連や、それに対するキャンセル料を徴収することに対するシステム改修の費用等の課題もありまして、現在のところ検討中でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

村長にもお伺いしたいんですけど、こういった経営を改善するために課長は誰と一緒に考えられたんですか。村長はチームをつくられてやられたりはしてないんですか。そこ

を伺います。

○ 座間味秀勝村長

チームをつくってということではないんですけれども、11月1日付けで那覇事務所の方に会計年度のフルの職員を、5月から勤務をしていたんですが、フルに変更しまして、この中で業務改善についての検討もするように私の方から指示を出しています。今おっしゃるようなキャンセル料だけではないんですけれども、要するに決済システム、決済について、キャンセル料をいただくというのは基本的に事前決済になると思っております。要するに事前に予約をしたらその時点でその代金を払っているということが必要かと思えます。

ところが船舶というのは非常に天候に左右されると。当日にならないと分からないというようなことがあります。そういったことも含めてシステム上どういった対応が必要なのか。どういったシステムがあるのかということについていま調べをさせているところであります。その検討材料、そこを持ち寄って今後検討していきたいと。将来的には、おっしゃるように、例えば飛行機のようなそういったシステムができれば人員の削減にもつながると思えます。ただ、それをみんなが使いこなしきれるのかということもまた課題となってくるかと思えます。そういったことも含めて費用対効果、そして利便性の向上、そこも含めて検討する必要があると思っておりますので、そこはまだ時間がかかるころというふうに思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

村長もいろいろ考えられているということですが、もう一度聞きたいのは、チームとか経営健全化するための対応として、一人ひとりの判断だとはいふずれているんじゃないかと、正直いま、答弁の中ではずれているんじゃないかなと思っております。なぜかというところ、キャンセル規定がなければキャンセル料をとらないとかですね、キャンセル料をとるのが前提で僕は話しているわけじゃないんですけれども、そもそも赤字になるというところでいえば、すぐに対応できるころの、少なくとも少しでもお金を回収できるころはもちろんされた方がいいと。事前カード決済については、だいぶ前から指摘しています。僕も指摘していますし、各議員さんも前の議事録を見るとご質問されている傾向があります。なのでもう一度話をまとめますと、キャンセル規定をすぐつくられて対応されるのかということと、あと4番に続きますけれど、事前カード決済はどのように考えられているかお伺いします。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員のご質問にお答えいたします。事前カード決済の導入ということなんですが、6月の定例議会でネット決済を導入することによってのメリット、デメリットのご質問をされていまして、その答弁として村長が、今後検証していくということでした。先ほど国吉議員の話の中で、こういった内容をどこ調整しているのか、協議しているかということですが、このメリット、デメリットについては夏場といいますか、那覇から来られるときに

だいが窓口で並ばれてチケットを購入するという、その解消のためにということもネット決済を導入するというをお話しておりましたけれども、那覇事務所との協議の中で、結果としてネット決済に伴うメリットとしましては、予約変更がない場合の発券処理の迅速化。それからネット予約におけるキャンセルするとかしないとかの連絡がない場合が減ると。また乗船券購入時における現金またはクレジットカード等のやり取りが少なくなることに伴い感染症の拡大の防止にもつながることや、釣り銭ミスとか、そういったことがなくなるということが挙げられます。

デメリットとしては、現行の発券システムではネット決済を行った場合でも、朝窓口で乗船券を受け取る、購入ですね、そこで現金といいますか購入したというかたちになるんですけども、それが受け取る必要があるということと、ネット決済ができない旅客につきましては電話予約が想定されますけれども、以前のように電話回線が混雑し繋がりにくくなることも想定されます。それから、クレジットカードの利用手数料以外におけるクレジット決済の処理とは別にネット決済独自の事務処理が追加されるため、これに対する費用も発生する。そういうことを勘案しまして、かなりの業務量が増大することが想定されることが挙げられるということで、旅客に対するメリットが少なく、運用上のデメリットが大きいため、このネット決済導入につきましては現時点ではたいへん厳しいのかなと考えております。

先ほど村長が申しましたように、これを現行のシステムでは厳しいと考えておりますので、飛行機に乗るときのチケットの予約決済がございましてけれども、そういったものを少し導入すると仮定して見積もりを徴集して費用を確認する必要があると考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

課長、ありがとうございます。すごい長かったんですけど、デメリットについて2つ聞きましたけれど、デメリットに聞こえないんですけど、僕的に。もう一度具体的に言ってもらっていいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

現行のシステムではネット決済を行った場合でも窓口のチケット購入の際に並んでチケットを受け取る必要があると。それからネット決済ができないお客様に対しては電話の予約をすることになり、以前のように電話の回線が混雑するということが考えられるということでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

まず、現状と変わらないということですよ、混み合い具合は。要は事前カード決済されて買いに来られる方が並ばれるとおっしゃっていますけれど、まず現状と変わらないということですよ。その点はデメリットといわないという点ですね。もう一つ、事前カード決済をする上で電話予約が増えるという点ですか、電話予約が増えた場合、対応できなくなる。そもそも事前カード決済って電話することほとんどありません。皆さん、されま

す。電話で予約されて事前カード決済されるのか、それはまずないと思います。なのでその点でいうとデメリットがそもそもデメリットじゃなくて現行の話をされているのかなと思うんですけど、もう一度話を戻します。

僕が聞きたいのは、事前カード決済をされる予定があるのか。あと、先ほど指摘しましたけれど、キャンセル規定をつくっていないのであれば、そこをつくるべきじゃないですか、どうお考えですかということをお伺いします。

○ **我喜屋元作船舶課長**

先ほど村長も申しましたように、すぐに出来ることではないんですけども、現在の予約発券システムの中では現場ではたいへん厳しいものと考えております。ですからこのシステムを総入れ替えするということを想定して関連業者さんから見積もりを取って、この予約決済ができることも含めて今後検討する必要があるのではないかと先ほども申し上げたつもりであります。

○ **2番 国吉栄治議員**

ありがとうございます。それを聞いて、村長にも再度お伺いしたいと思います。僕の考えた質問を聞かせていただきたいと思います。村長お願いします。

○ **座間味秀勝村長**

先ほども申し上げました、今検討を進めている最中でありまして。那覇事務所の方と現行の予約システム、これに追加できるのか、あるいは追加した方がいいのか。その場合の例えばネットを使えない方々、島のお年寄りもいますし、そういった方々の扱いをどうするべきか。あるいは今のシステム以外に、実は来週ですかね別の業者がセールスに来るということもあります。そういった内容も聞いて何が一番いいのかを検討をしていきたい。今すぐ、もちろんやる方向で検討したいと思っておりますが、いつまでにやれるというお約束を今できる状況ではないということです。

○ **2番 国吉栄治議員**

ありがとうございます。やる予定をされているということをお伺いできたので、ぜひやる方向でお願いします。この点は再三になりますけど、キャンセル規定をつくられる部分であれば早急に対応されるべきだと思いますし、何よりも元々資金不足比率だとかそういった指摘を受けるような経営状況の中であれば改善策の1つだと思いますので、ぜひその点も前向きに対応をしっかり早めに対応していただければと思います。

続いて、村営アパートについてということで、先ほども村長おっしゃっていましたが、昨年の予算書からアパート建設の予算が削除されています。村長が考えられていることをおっしゃっていますが、そこを議事録が残るかたちで発表されていないので、しっかりこの場でどういう考えなのかということをお伺いします。

○ **座間味秀勝村長**

議員のご質問にお答えします。住宅の建設ということについては公約にも掲げて取り組

んでおります。公営住宅については入札不調が続き建設計画が進まない中、結果的に予算を取り下げているという状況となっております。今凍結をしているという状況でございます。現在、建設用地の土地賃貸者契約を継続し買い取りでの取得も並行して取り組んでいるところであります。また、建設時期については計画の一部見直しにより建設年度を変更する予定としております。しかし、住宅の確保は引き続き重要課題として考えておりますので、今後、先ほどお話をしました木造住宅というものも含めて民間活力を導入した住宅の建設に取り組んでいきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

いろいろ考えられて木造が一番近道だということで対応されているということで非常にいいんですけど、こういったことを含めてまずどこまで進んでいる状態なんですかというのが先ほど聞いた質問だったんですけど、それらは予算化しなくても大丈夫なんですか。

○ 座間味秀勝村長

今、目の前に取り組もうとしているのは、消防車庫の隣の隣といたら分かりますか。元々プレハブの職員住宅があったところ、このプレハブは撤去して更地になっております。先にそこに住宅を建設して、今公営住宅に入っている収入超過、高額所得者といった方々がそこに移れるようにしたいと、そうすれば公営住宅が空きますので、そこに新たに住宅が必要な人が確保できるという流れをつくっていきたいと考えております。

予算という話なんですけど、先ほど申しました民間活力の導入、PPP・PFI様々な手法があります。あるいは一括で予算化してつくることと、リースでつくる、いろんなやり方がありますので、先程来航路事業の話もありますけれども、航路事業への一般会計からの持ち出しというのがもう億単位という状況でございます。この中でこういったやり方が最も適切かということも含めて、金額等、いま見積もりをお願いしている状況ですので、この見積もりが上がり次第、金額等も見てどういった方法でやろうかというところの検討をしたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。実現するとすごくいいんですけど、もう1点だけこの点について聞きたいのは、元々計画されてこの流れになっていると思うんですけど、販売はリースなのか買い取りなのか、元々どういうふうにご考えられていたのか。あと今現在で金額はどれぐらいかかっているのか。だいたいおおよそでいいです。元々の考えと金額がいくらかかっているのか。

○ 座間味秀勝村長

住宅建設費がいくらぐらいかかるかということですか。これについては先ほど答弁したとおり今見積もりをお願いしているという最中でございます。見積もりの金額が上がり次第ということになりますので、現時点これについての支出予算計上はしておりません。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

そうするとすごい前向きな発言でいいと思いますけれども、やはり予算化、計画化というのがしっかり見えてこないんですけれども、そこらへんは行政で働かれる方々も含めてそうですけれど、すぐに対応できる話じゃなくなってしまうので、ある程度の大まかなプロジェクトだとか予算化というのは必要じゃないですか。

○ 座間味秀勝村長

先程来答弁しているとおり、今まだ金額が分からないという状況でございます。見積もりをお願いしているという状況です。目の前で計画しているのは、先ほど申しました元々職員住宅があったところにまた同じような2世帯分を建築したいというふうに考えて、その見積もりをお願いしているということです。ただ、今後この2世帯で終わるわけではございません。他の用地の確保、これも並行して進めております。既にそれ以外の土地で賃貸者契約を締結しようとしているところもありますので、トータルでどういうやり方がいいのか。今回1回建てればそれで終わるわけではないです。その後も見据えての話になります。ですからどういった予算化をするかというのは今後という話になっていきます。

○ 2番 国吉栄治議員

長年前に進んでいなかった事業なので、少しでも前に進んでいただけるとすればそこはすごい評価に足りると思いますが、先ほど言った指摘の部分、今後議会としても、度々去年もいろいろ問題出てきていましたが金額の部分でですね、その点も含めてしっかり対応していただければと思います。

続きまして、軽石除去についてということで、こちらですね現状ボランティアの方が結構参加されている。もちろん役場の方々も参加されているということも伺っていますが、手続き申請を要求されていますけれども、観光協会の方にラインが上がっていたんですが、そういった手続き申請が結構手間取って参加しづらいという方も若干増えてきたのかなというふうに伺っています。その点、手続きの簡略化が必要だと思いますので、その点どういうふうに考えているのかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

この軽石というものの処理の方法については、法令とか条例とかこういったものに則ってということになっていきます。沖縄県の環境部から発出されている文書によると、保管による規制など、あるいは軽石を保管する場合は採取場所により必要な手続きがあるので、採取をする場合にはどういった採取をします。そしてどう保管しますということがなければいけないというふうに思っております。つまりどんどん採取だけするわけにはいきません。これをどう保管するのか、あるいはどう処分するのか、そこがまだ決まっておられ

るので、どんどん回収されてしまうと後々村がそれが把握できていないと処分なり再利用なりということができませんので、その管理するために手続きを踏んでいただくというふうをお願いしているとご理解いただきたいと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

僕が言いたかったことはちょっと違うんですけど、回答いただいた内容とはちょっとずれているのかなと思うんですけども、軽石問題については他の議員さんもいっぱい質問ありますのでおいときます。とりあえず簡易的なかたちにしていけないとボランティアの参加率が減りますよというのをお伝えして次にいきたいと思います。

コロナ対策についてということですが、こちらの方も前回から挙がっていて、今後の支援策について、前回伺った時はこれから調整されるという話だったのですが、3カ月以上経ってどのように考えているかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業、これについてはこれまでの9つの事業と令和3年10月、去った10月15日の臨時議会において一般会計補正予算の議決を受けての事業。渡嘉敷村事業者等支援事業他2件、これの追加事業に取り組んでいるというところであります。事業者向けの支援の第4段ということになりますけれども、渡嘉敷村事業者等支援金、これについてはまさしく今日から2月の14日までの2カ月間に受け付けるということで周知を始めているところであります。

○ 2番 国吉栄治議員

事業者の支援金ということでありがとうございます。村民向けの支援金って何かお考えですか。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。現在、先ほど9事業を既に令和3年度当初からやっています。それから先だって議決をいただいている3事業追加でトータル12事業やっております。議員の質問にこれからまた村民向けであるかというご質問なんですけど、これについては現在のところは国のコロナの交付金状況を見据えて、また追加の交付金が各地方自治体に配分があればその時点で村民向けコロナ対策で何が一番しっかり村民に行き渡る事業ができるのかということとその時点で計画を検討して実施していきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

コロナ禍においてはやっぱりスピードが重要だと思うので、ある程度お金が足りない人からするとやはりすぐ目の前のお金が必要ということで、今、国の方もいろいろ揉めていると思いますけれども、今後も、今日から支援金を出していただけるという応募が始まったというかたちなので、ぜひ迅速な対応をしていただければいいかなと思いますのでよろ

しく願います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○ **玉城保弘議長**

これで2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、3番新垣一史議員の質問を許します。

○ **3番 新垣一史議員**

おはようございます。一般質問の前に9月定例で私と當山議員が質問した釣り場のマナーについての件で、早速看板を設置していただいたことと、私ごとなんですけれども10月14日に祖母のカジマヤーがありまして、その際には職員の皆さまにたいへんお世話になりました。2点お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

一般質問に移らせていただきます。まず1つ目、広告収入について伺いたいと思います。昨年の3月定例議会でも質問しまして、その答弁で村長の方から、財源確保に有効な手段だと考え、広告収入が見込めるような媒体を検討、研究したいとのことでしたが、その後どうなったか進捗状況を伺います。

○ **座間味秀勝村長**

新垣議員の質問にお答えいたします。現在この広告収入については村のホームページのバナー広告、これが新規で3件24万円の収入がありました。昨年3月議会において議員から船のチケットへの印刷や背もたれ頭部のカバーなど様々なアイデアもいただいていたが、これについてはまだ具体的な取り組みをしているという状況ではございません。

○ **3番 新垣一史議員**

チケットへの印刷は村長からのアイデアだったんですけれども、バナー広告は以前からされていて、3件増えたということは嬉しいことなんですけれども、事業所の方からも広告等あれば出してみたい。例えばバナー広告ではなくて他の媒体だと思うんですけれども、検討、研究ということが進んでないという理由は何かありますでしょうか。

○ **座間味秀勝村長**

コロナ対応であったり、コロナが収束しかけたかと思ったらまた今度は軽石対応と、日々計画的に物事を進められる状況ではないという状況がかなり続いておりまして、そういったことを計画的に進めていくということができていなかったというのが現状であります。

○ **3番 新垣一史議員**

コロナに続いて軽石の問題も発生して職員の皆さんもたいへん業務が増えているというのは分かるんですけれども、先ほど與那嶺議員のときに村長公約の質問の答弁で、公約云々の前に目の前の問題解決がという話をされていたんですけれども、目の前の問題を解決

しつづつ話を進めていかないと、将来的に物事が進んでいかないとしますので、この広告収入なんですけれども、やっぱり財源確保という意味でたいへん大きいと思いますし、地域振興であったり住民への情報提供であったりがメリットとして見込めると。バナー広告をやられている自治体というのは全国的に80%がホームページでバナー広告を出されていると。村の方では確かまだだと思うんですけど、村内広報ですね、広報とかしきには載っていないと思うんですけど、広報誌に全国では75%の自治体が広告を掲載しているということで、広報誌に広告を載せることができれば広報誌の発行の費用をそれで賄ったりできるかと思いますが、また別の事例ではゴミ袋に広告を掲載してゴミ処理費用に充てたりですか、ゴミ袋の料金値下げ、ゴミ袋の料金がちょっと高くないですかという声も住民から聞かれますので、そういった面も含めて今後前向きに検討していただきたいんですけども、村長の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

おっしゃるように財源の確保、様々な行政需要ニーズが高まる中、減っていく業務というのがほぼないのかなと、増える一方というふうに感じております。その中でその財源をどう確保するかというのは非常に大きな問題であります。これまでクラウドファンディングであったり取り組んだこともありました。いま議員ご指摘のゴミ袋や広報誌、これらも含めて今後、まずはこれに掲載をしたいと思う方がいるのか、どういうものにだったら掲載したいのかということも含めて調査、検討をしていく必要があると考えております。

○ 3番 新垣一史議員

財源確保という意味で広告収入と同様に以前に質問した地域おこし協力隊、総務省の方から予算が出るという地域おこし協力隊、村長の方も観光協会等で検討しているということもありましたので、そういった人材もそういった制度も利用して、そういう人を広告収入の新しい職員に充てることもできるのかなと思います。財源確保を目指して様々な制度を利用して今後も前向きに検討して、早めにかたちになるように進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。渡嘉敷港に新設予定の波除堤について進捗状況を伺いたいと思うんですが、昨年3月、今年3月にも質問しましたが、その時の答弁で今年度上半期までを目処に方向性をまとめ県に要望するとありましたが、現在どのように進んでいるでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

去った10月26日に県の港湾課長他4名の職員が来村しております。そこで意見交換をしております。沖縄県の方で取り組んでいる静穏度向上対策事業、これまでの取り組みについて議員ご承知のとおり住民向けの説明会もしております。港内にといいましょうか、大きな防波堤と元々ある南防波堤の間、そこに建設をしたい、その方が効果的、費用対効果ですね、費用も含めての話ですが、という提案を県からはされておりますが、そこに8m

の高さのコンクリートの壁ができるということは視界を遮るということにもなってきます。フェリーなら向こう側をある程度見通せると思うんですが、高速船や他の漁船や小型の船舶などからすると壁ができるという状況になります。果たしてそれがいいのかどうか、これについては非常に議論があるところだと思っております。その航行の試験といひましようか、やったのは非常に静穏の状況、要するに波のない静かな状況でフェリーをブイを置いてフェリーを航行させたということであります。ただ、そこにコンクリートの壁ができるというのは、ブイがあるというのとは全く状況が異なってくると思っております。南からのうねりが入ってくるというところで北側に寄らなければいけない、より寄る方向に行く、つまりは浅瀬側にシフトしていくようなことになりはしないかという懸念もありません。静かなときの検証だけではなくてそういった懸念も払拭できるような材料、それも必要だと考えておりますので、そこについて更なる検証、検討をお願いするというをその時に申し上げております。

○ 3番 新垣一史議員

10月26日の話し合いで、そういった話が出たということですが、その後県の動きは何かありましたか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。11月頃に出ましたが、現行案が課長の方から、まず最初に定期船の船長と再度意見交換をしたいということで申し出がありました。12月にどうですかという意見もありましたが、私たちも県も議会があるものですから、年明けに再度日程調整をしてヒヤリング等を進めていきたいということになっております。

○ 3番 新垣一史議員

年明けに船長と県の課長とで話し合い意見交換をするということなんですが、そもそも2回目の住民説明会、私1回目、2回目出て、1回目は人数が少なくて状況報告というかたちで2回目にいろいろ住民の方から意見が出て、先ほど村長がおっしゃったように、視界が悪くなることで危険性があるんじゃないかというところが出ていましたが、2回目の話し合い以降そこまで話が進んでいないのかなというのもあって、3月の答弁では、3回目の住民説明会は、いつ集まるか等の計画はないとおっしゃっていましたが、今後また住民の方から意見を取り入れる、どういった意見があるかというのは予定はないのでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。先ほど村長が答弁した10月26日の話し合いの中で、やはり一番重要となる定期船の出入港についてデメリット、メリットの方を再度検証して、県が今計画を抱いている波除堤の計画はそれでいいのかというところ、県はさらに検証をして、もし変更があるなら変更をする、何か付け加えるなら付け加えるということを示した上で、再度住民への説明会を持ちたいという話の意向でありました。

○ 3番 新垣一史議員

話し合いの後に住民説明会を再度持つということなんでしょうけれども、わかる範囲でいんですが、そもそも聞きたいのが8mという高さがあるので視界が悪くなると思うんですよ。沖一文字と南防波堤の間に造るということで、沖の一文字が台風の際に波が超えてくるような様子は見られるんですが、その内側だと、ああいった高さが必要なのかな、もう少し低くてもいけるのかなと思うんですが、その8mという高さの根拠等を伺っていただければお伺いしたいんですけれども。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。私も数字的にどうこうという詳細までわかりませんが、この波除堤を渡嘉敷村の波浪、それから風力等いろいろ地域性を考慮したときには、その8mという高さが必要になるということは示されておりました。

○ 3番 新垣一史議員

その予測、結果から8mないと波が超えてくるという計算ということなんですね、わかりました。確か今年の8月にも港内の静穏度が悪くて天気はいいのに急に欠航したという日が1日あったかと思います。今年は台風が少なくてなかなか欠航はなかったんですけれども、住民の方からもあの話はどうなっていますかということ、けっこう聞かれますので、県の方との協議の上どういったかたちで港内、静穏度を保つのか、この船の欠航率を下げるのか、大きな問題だと思いますので、できるだけ早急に話を進めていただきたいと思っております。

3つ目の質問に移ります。現在、建設中の浄水場増圧ポンプ場の進捗状況を伺いたいんですが、以前の予定では令和3年末より供用開始とありましたがポンプ場に関しては、下地というんですか土台の完成しているんですが、上物はまだ着手されていなくて、この間、浄水場の方も少し見たんですけれども、まだまだ建設途中という感じだったんですが、現在の進捗状況はどうなっていて、完成予定、供用開始予定はいつ頃になるか伺いたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。県企業局が建設中の浄水場整備の進捗状況、これについては、現在、敷地造成工事中、これは照岳の方でありまして、令和4年度、次年度から上屋建物の建築工事に着手するという計画であるというふうに聞いております。また増圧ポンプ場、これについては造成工事が完了しており、現在、既に建築工事が発注されていると3月までにはそこに建物ができるという計画というふうに伺っております。

○ 3番 新垣一史議員

ポンプ場については3月までに建物もできるということなんです、浄水場は次年度に建設ということで、供用開始予定というのは、まだ目処が立っていないんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど少し漏れておりました、この供用開始については、令和5年度末ですから以前の

計画からすると2年遅れということになるかと思いますが、令和5年度末には供用開始を見込んでいるということでもあります。

○ 3番 新垣一史議員

2年遅れの令和5年度末になるということなんですが、それに伴って水道事業の広域化の予定もずれ込むと思うんですけど、5年度末から完成すれば、直ぐに広域化事業は進むんでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えをいたします。現在企業局等の話し合いの中では、先ほど村長が申したとおりですね、令和5年度末、令和6年3月までには完了して4月から供用開始できる体制にもっていきたいという意向でございます。

○ 3番 新垣一史議員

因みに、この2年間、作業の方が遅れたという理由等が何かあったら伺いたいんですけども。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。工事の最中いろいろな問題等が発生して遅れたということもあると思うんですが、大きな点でいいますと、照岳だけにある浄水場については、国立公園の特別地域に該当しまして、環境省との調整がだいぶ難航しまして着手が遅れた。それから増圧ポンプ場に関しましては、私有地等の問題がありまして、昨年度からやっている工事もなかなか進まなかったということは聞いております。

○ 3番 新垣一史議員

環境省の調整とか私有地ということで、問題解決が難しかったということなんですけれども、水道広域化の目処といいますか、村内の上水施設老朽化等進んで資金不足もあるので、それを頼みにしていたと思うんですが、この2年間延びたということで、それに対するもし何か、村の設備にトラブルとかがあったときとかの対処計画とかもありますでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。2年間延びるということで、2年間は村で管理する期間が伸びるということになります。現状の維持管理等は同じ流れになるかと思うんですが、その2年間でまた老朽化する設備等も出れくると思いますので、日頃の点検等をしっかりと実施しながら維持管理に努めたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

もう既に、栗国村、北大東村あと座間味村阿嘉の方では広域化事業が進んでいて、水道料金の方も値下げされていると伺っています。水道料金値下げは住民にとっても嬉しいことですし、新しい施設ができることで上水の安定供給、住民の生活すごく助かると思います。なので現在の予想2年遅れにはなりませんけれども、それが更に遅れたりがないように、

県企業局と協力してスムーズに工事、広域化への準備を進めていただきたいと思います。

次4番目の質問に移ります。現在、報道等でも3回目のワクチン接種についていろいろ話が出ておりますけれども、国からはできるだけ前倒しの話も出ていますが、村の方から国や県に対して、この3回目接種に関して何か要望等を行っているのか、ワクチンの確保等の話をしているのか、伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをします。現在の状況に関しましてはですね、先ほどの與那嶺議員からの質問にも若干お答えをしておりますが、事務的な手続というのは進めているというところであり、3回目の接種については2回目から8カ月という間隔というのが、当初の指針でありました。来年2月を予定しているというところなんです、今、臨時国会において前倒しを推奨するという大臣の発言もありましたので、県において医療従事者の確保が可能であれば、担当課としては対応する用意はできているというところでもあります。また県に対しても前倒し接種ができるのであれば、その対応をお願いしたいという要望をしているところでもあります。

○ 3番 新垣一史議員

前倒しが可能であれば前倒しをお願いしたいということで、要請しているということですが、報道で那覇市や石垣市は県を通して国の方に前倒しの許可申請をしたが、国からは断られたということなんです、そういった直接国に届くような要望の仕方をされているのでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

今、議員がおっしゃったような直接、国に対してという要望は行っておりません。

○ 3番 新垣一史議員

那覇市も石垣市も県を通してということだったので、では県の方がその話を国の方に上げるかどうかということですかね。

○ 新垣聡民生課長

はい、そういうふうになると思っております。

○ 3番 新垣一史議員

はい、わかりました、ありがとうございます。1回目受ける際は、勿論、医療従事者、高齢者優先ということプラスへき地の方も優先という、そもそも発表があったと思うんですが、今回はそういった離島へき地を優先的にという発表は耳にしないんですが、そういった予定はないということですか。

○ 新垣聡民生課長

第1回目に関してはワクチンの絶対量が足りなくて、後ろに延びていたと思うんですよ。ただ今回に関してはワクチン量は確保できているということですので、その時期が決まり医療従事者の確保ができれば、渡嘉敷村の方でも直ぐに、そういう接種の体制は整うと考

えております。

○ 3番 新垣一史議員

理解しました。ありがとうございます。今、新しい新変異株、オミクロン株、第6波も懸念されていますので、医療体制の弱い本村離島がスムーズに第3回目の接種が受けられるように、これからもご尽力よろしく申し上げます。

ではコロナ関連で②の質問に移りたいと思います。これもちょっと難しい質問かと思うんですが、緊急事態宣言が明けて感染者数が今落ち着いている状況ですけれども、営業再開した村内飲食店の利用、私ども議会もそうですけれども役員の皆さんも、そういった店をいくらこういった状況だからといって利用するのは賛否あるかと思うんですが、村経済の復興のためにも、率先して、そういうところを利用してもいいのかなという、私の意見なんですが、これから忘新年会シーズン、以前のように大人数でというのは無理かもしれませんが、そういったことを推奨してもいいのかなと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。現在、新型コロナウイルス感染症の感染が比較的落ちついているという状況かと思っております。最近では県内でゼロであったり、一桁台でも5人以下という日がほとんどかなと思っております。沖縄県の警戒レベルが1のままというような状況があります。コロナ禍においては議員おっしゃるように感染防止対策を徹底して行っている村内の飲食店等の利用であれば、その消費環境を図るという観点からも利用した方がいいというふうに考えておりますので、職員、先日12月2日に村の主催するイベント等の開催方針というものを確認をしました。その中で島内における島民同士、シマンチュ同士での会食等については、それぞれが体調にかかる自己管理を徹底をして、人数制限とか特に設けず、但し、時間的には3時間程度を目安にするというようなことで、容認しても良いのではないのかというふうに考えて、職員にはそういう通達を出しております。

○ 3番 新垣一史議員

ありがとうございます。質問以前にそういった話し合いがなされていて、そういうふうな対応を取られているということで大変ありがたく思います。飲食店の皆さんから営業再開はしたんだけど、やはり以前ほどの客足ではないということで、そういった話ができないかということで、今回上げさせていただきましたが、そういった対応されているのを聞いて安心して、村経済の復興のためにも、我々も何か手伝えることがあれば一緒に協力してやっていけたらなと思っております。

では5番目の質問に移らせていただきます。こちらも與那嶺議員からの質問もあったので、ちょっと内容を変え、今年度の捕獲実績は伺いましたので、あと県の捕獲実績が40頭ということでしたが11月29日から12月1日に行われた集中捕獲の際に40頭取れたということなのか、それともこの3日間で取れた頭数はまた別ということであれば、内訳を伺いた

いです。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えをいたします。これまでの県の指定管理鳥獣保護等の事業において捕獲が実施されておりますが、まず7月28日から7月30日においては6頭、それから9月6日から9月19日においては25頭、11月16日から11月20日、それから11月はもう一度、11月29日から12月1日の期間に9頭合わせて40頭となっております。計40頭です。

○ 3番 新垣一史議員

はい、ありがとうございます。年に今4回集中捕獲が行われているということなんですよ。すみません、今メモしていたんですけども書き取れなかった部分があるので、もう1回、期間だけ聞いてもよろしいでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

大変申し訳ございません。先ほどと同じように期間の方を申し上げます。7月の実施期間が7月28日から7月30日の3日間、それから9月の実施期間が9月6日から9月19日の14日間、11月におかれましては2回実施されており11月16日から11月20日の5日間、それから11月29日から12月1日の3日間ということになります。

○ 3番 新垣一史議員

はい、ありがとうございます。年4回の集中捕獲で40頭、年間を通して村の捕獲では101頭ということなんです。やはり集中捕獲は効果が見られると思います。この集中捕獲自体を県に要請して増やすことは可能かどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えします。この事業によるロードマップが示されておりまして、毎年度実施日数とそれから実施人数の方もできるだけ増やし、取り組んでいきたいというふうに示されておりますので、引き続き村としても更なる強化に努めて頂くよう要請をするつもりでございます。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。そのままの流れで②の質問に移りたいと思います。捕獲頭数を聞いて、先ほど與那嶺議員もおっしゃっていましたが、目撃件数が減っているのも頭数減っているのかと思ったんですが、そういったことはないようなんですが、完全駆除に向けて目標は根絶だと思っておりますので、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど玉城課長からは県の捕獲事業ということでの報告をしております。村も独自にこれまで取り組んできております。先ほど、村は100頭余りということで報告をしたところ。実は、先月11月に私東京出張がありまして、そのときに環境省本省の方に伺いまして、この捕獲事業についても更なる効率化ということについての意見交換もしてまいりました。その中で無人島、渡嘉敷島から渡嘉敷村内にも無人島、座間味島、座間味村内にも

無人島もあります。そこはまだ捕獲の手が回っていない、実際には泳いで渡っているというところもあると、そこも念頭においた集中捕獲これを実施をしていただきたい、そのための予算づけをお願いをしたい。これ県がしている事業というのは国からの予算を活用しておりますので、そこの方の要請をさせていただきました。そして今後県が実施する捕獲する事業の中でも、例えば先ほど答弁がありました20人という捕獲駆除するための免許を持った人がおります。これらの方々ももっと有効に活用をして、更に駆除が進むようにということで、今後、県ともお願いをして、県の捕獲事業の中でも島の人も活用してもらおうということも含めて、要請をしていきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

村長の方から直接、国の方に要請をされているということで、話がどんどん前に進んで駆除に向けて進んでいっていただけたらいいなと思うんですが、来年3月末で、今現在行われている第二種特定鳥獣管理計画が一旦終了すると思うんですが、その後の計画等はもう策定されているのか伺いたいと思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員のおっしゃるとおり、計画について現在策定をしている最中でございます。それをまた県に提出をして、しっかり認識をしていただくということになっております。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。いろいろ調べたところ知らなかったんですが、世界自然遺産でもあるガラパゴス諸島でも豚が持ち込まれ、その根絶、現在でも続いて半世紀以上続いている現在も取り組んでいるということなので、すぐ解決する問題ではないのかなと思うんですが、やはり今後も継続的に取り組んでいただいて、根絶を目指して事業を進めていただきたいと思います。

次に最後の質問に移らせていただきます。軽石対策について伺いたいと思います。現在村の方で回収して置いてある軽石なんですが、国や県とどういったやり取り、今後どう処理をするのか、どう回収するのか、また予算どういった補助がでるのか、そういった話し合いどういうのが持たれているのか、今後の対策について伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。先ほどの答弁の中でも東京出張の際という話をしましたがけれども、そのときに同じく環境省の方とは、このことも意見交換をさせていただいております。まず軽石、これは自然の現象であるということでもあります。自然の現象ではあるけれども、これが害を及ぼすのであれば、それは災害にあたりますというそういう考え方だと認識をしております。港湾内に入って来て、これが船の運航に影響をする。循環水吸い込んで船を故障させるというようなことも考えられますので、そういった部分についてはこれまでも除去をしてきております。これは漁協もしかりということでもあります。これらについては災害対応ということになっているんですが、通常の例えば道が崩れた災害、そういった

ものについては、これを復旧するというのが災害復旧事業というふうになるんですが、今回この軽石については、そういった災害復旧事業という取り扱いではないというのが現状であります。これにかかった費用については特別交付税でもって補填するというようなことを言われてはいるんですが、さて、それがどれぐらい、あるいはどういった範囲までというのは、いまだ明確には示されてもいないというのが現状であります。

○ 3番 新垣一史議員

いろいろな報道と同じように、村長がおっしゃったように国からの方針がまだ明確に示されていないということだと思っておりますが、これは本村渡嘉敷だけではない、沖縄県内様々なところでおきている事例ですので問題ですので、他の市町村、自治体とあと県と連携して、どういった話し合いがされているか、そちらの方も伺ってよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

県からはこれをどう処理するかということについて、まだ具体的なところは示されてはおりません。廃棄物を受け入れている、要するに残土とかを受け入れている県内事業者へのヒアリングをしましてというような情報提供はありましたが、例えば軽石に不純物が混ざっている、例えば海岸漂着物のようなものプラスチック類ですね。あるいは有機物、小魚とかそういったもの、あるいは海草そういったものが混ざっていると受け入れできませんというところがほとんどなんですね。そっくりそのまま受け入れられますというところはまだ1カ所もないというような状況であります。ですから回収したものを、じゃあいちいち仕分けないといかんのか、またそこに費用がかかるとかということにもなっていくのかなというふうに考えております。現時点ではこれらについて、国や県の出す指針方針と、これを注視をしているところですが、村内でもご承知のとおり港の方に保管をしておりますけれども、どんどん積み上がっているという状況です。これ台風シーズンまではあの状態でおけるわけではありません。じゃあどこかに移動しないといけない、あるいは処分をしないといけないというところなんですが、現時点では、まだそこもはっきりした方向性が見えているというところではないというような現状であります。

○ 3番 新垣一史議員

県とのやり取りは今の説明でわかりましたけれども、例えば他の自治体、特に離島がどういった対応をしているのか、そういった情報を共有とか意見交換とか、そういったものもされていますでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。他市町村との協議を行っているというわけではございませんが、県の方でいろいろな手法とか集約しまして、その情報提供については各市町村に県から提供していただいております。その中で軽石を回収する機械であったりとか、あとはバックホーのバケットの改良とか、そういうことは情報としていただいております。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました、ありがとうございます。継続して軽石の質問②に移らせていただきます。やはり一番村に影響が、もちろん漁業もそうなんです、定期船ですね。港の方でも毎日、回収作業を行っていただいておりますが、軽石により考えられる定期船、フェリー、高速船に出る影響、またどういった対策を行っているか伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず影響ということでございますが、定期船、フェリー、高速船等の定期船については、海水を冷却水として循環させているということがあります。船内に引き込むと、海水のろ過装置、これに軽石が詰まるという現象が起きますとエンジンが焼き付けるというようなこととなりますので、今焼き付ける前にセンサーが作動してエンジンを停止してしまうという状況になるかと思えます。その対策としては定期船の接岸岸壁、これを毎朝点検をしております。昨日もそうでしたけれども職員が対応をして、除去するというようなことをしたりしております。大量にある場合は業者をお願いするというようなこともしております。こういったかたちでの接岸岸壁での軽石の除去、あるいは船側にはろ過装置、この内部の清掃点検を頻繁に行うというようなことでの対応をしております。高速船は比較的しやすいんですが、フェリーはこのろ過装置の解法作業というのが非常に大がかりということで、通常の運行をしながらというのは非常に難しいということですので、かなり慎重に運行はしているんですが、このろ過装置等については来年になるんですが、例えばドック期間中そういったところで、例えば改良をして、もっと点検をしやすくするようなことができるのかどうか、そういったことも含めて検討しているということでもあります。

○ 3番 新垣一史議員

いろいろ対応をしてフェリーの方が海水の取入口、こし器ですね、ストレーナーというんですかね、そちらに溜まる物を除去するのが、開閉が大変ということなんです、他の市町村、県のホームページでしたかね、軽石対応のホームページを見て、伊平屋村、フェリーいへや等は、毎日点検をしているということなんです、それとは造りが違うということですかね。写真をちょっと見せてもらったんですけど、同じような造りに見えたんですが、頻繁に見ているということですが、毎日ではないということですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員の質問にお答えいたします。毎日ということではないと思うんですが、機械の圧力が上がると、要するに海水を吸い上げてエンジン冷やしていますので、そうすると詰まるとその圧力が上がってしますと、それをもし上がり気味になると詰まっているなというのがある程度わかるので、その時に泊港の方で停泊中に開けて中を確認して溜まっているのであれば取り除くという作業をしていると聞いております。

○ 3番 新垣一史議員

対応の仕方なんですけれども、国交省のホームページ軽石対策の方の資料だったかと思

うんですが、小型、中型のフェリー、国交省が発表している資料には渡嘉敷のフェリーは小型、中型フェリーにあたると思うんですが、その対処法として取水口、予備の取水口を準備して置くというふうに書かれていたんですが、どういったやり方かはそこには明記されていなかったのだからわからないんですが、そういった対応策そういったものも取られていますでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

予備の取水口ということは今は考えてはいないんですが、そのへんもできるのかどうかを含めて、機関長と船長と共有して2月にドックがありますので、そこでそういうことが対応できるのかも検討していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

いろいろ検討して2月のドックでこの軽石対策上手く対応して、船に負担故障がないように県の基本的対策方針の方に書かれていたんですが、来年の5月頃までこの状況が続くのではないかというふうに書かれていたので天候にもよりますけども、村長がおっしゃったように多く寄っている日もあれば全くない日とかあったりもすると思います。ですが全ての状況に対応できるようにドックまでにいろいろな案をまとめていただいて、対応できるような船に改良していただいて対策していただきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで3番、新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

昼の1番から皆さんこんにちは、一般質問させていただきます。1つ目、東屋、案内版の管理について、阿波連漁港内にある東屋や裏ヶ丘展望台の案内版を支えている擬木の腐敗劣化が目立ち、修繕や製作が必要だと思われませんが、今後の対策について伺う。阿波連漁港内の展望台については、安全ロープで入れないようにしてから、5年以上そのままであるような気がします。環境省などとも話はできているのでしょうかという感じで一般質問出していますけど、阿波連漁港にある東屋というのか、その管轄と裏ヶ丘展望台と同じ展望台でも管轄が違うそうで、裏とかは環境省なんだけど、やっぱり漁港の側には農林水産省ということで、初めてわかったんですけど、同じ東屋でもちょっと管轄が違うそうで、それも5、6年前からの阿波連漁港の展望台というのか東屋は、そういうひび割れとか腐敗で劣化して、ちょっとコンクリートが落ちているような感じがしたんですけど、それからずっと5、6年前からそんな感じで安全ロープやらそういう感じで入れないようにしているんですけど、それがそのままずっと何年もそのままの感じをするんだったら、壊し

た方がかえっていいんじゃないかと思うのと、修理するんだったらこの5、6年の間に、係の方そういう人なんかとも話をできたりするかということですけど、どうですかその面について。お話できていましたですか、5、6年の間にどういう話があったかなということを知りたいんですけど。

○ 座間味秀勝村長

宮平議員の質問にお答えをいたします。今お話の中で2点ほど東屋展望台というお話がありました。阿波連漁港に併設しているものについては、これ漁港の附帯施設というようなかたちで、農林の補助金を受けての施設整備をしております。これは補助金で造ったものですので、処分制限がかかっておりまして、処分整理が20年間という処分制限があります。これを整備したのが平成13年で、ちょうど今年で満20年を迎えることになっておりますので、危険な状態ということで、以前から立入を規制するロープ等を設置をしておりますが、次年度をこれを取り壊す方向で、今、考えております。そして擬木という話もありましたけれども、これは裏ヶ丘展望台と、この表示板のことかと思っておりますが、これについては、林道の附帯施設で整備をしております。これについても管理は観光産業課、両方ともですね、管理をしております。これについても修理をするということで、今、準備をしているというところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

次年度からその修理が始まるということですか。そのままじゃなくて、聞きたいのは長い間そのまま、安全ロープやらを張って入れないようにしているんだけど、これ話にあったかと聞きたいんですけど、いつ頃からこんな感じというか、次年度からできるんだったら、そうかな我慢しようかという感じだけど、ロープを張ったまま5、6年もなって、そのままだったら、もうそんなに造ったからといって修繕しても、こっちに登ってから海を見たりする人がいるかなと思ったから、それを出しているんですけどね、どうですか村長。係の方ちょっと5、6年前もっと前かな、それをちょっと話やら、あったかなと思って聞いているんだけど。もう来年から直ぐ始まるということですか。次年度からということとは、修理が始まるということですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。私が確認した中では平成27年度から、この劣化が確認されており、沖縄県これは環境省ではなくて、沖縄県の南部農林土木事務所等の話し合いがされております。その中では補助金で造った施設でございますので、先ほど村長が言ったとおり、処分に必要な期間が設けられております。ですので20年の間で処分をした場合、財産処分の手続、それから補助金等の返還が求められるということから、今年度で20年が経過しますので、今年度経過した来年、次年度に解体をするということで手続等が緩和され、それから補助金の返還もないということですので、次年度に向けた計画で解体をするという計画で進めてまいりました。

それから裏ヶ丘展望台の案内板につきましては、状況は観光産業課で確認をしております。その中で担当、それから施設修繕係と計画を立てて、案内板の方はしっかりと維持がされておりますので両方の脚、疑木の方これを、今、検討しているのは、ボイド等を用いてそこにコンクリートを流し込んで、対策をしようかという計画はしております。東屋の対策については、できれば今年度で実施したいという考えがございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、裏ヶ浜の展望台と阿波連漁港の展望台と別々のことですよ。次年度からというのは、この阿波連漁港の所の話ですよ。裏ヶ浜の所の展望台というのは、これはまた一緒じゃなくて別のあれなんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。先ほども述べましたが、裏ヶ丘展望台の案内板については、観光産業課内の職員で施設修繕係等もおりますので、修繕をして対策を図りたいというふうに、できれば今年度、実施したいというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、島の島内観光みたいな感じでレンタカーなんかで見て、裏ヶ浜の展望台の所の入口の看板なんか見たら、やっぱりぼろぼろだったら、みすばらしいですよ。観光客もレンタカー借りて回っている時にね。案内板の看板なんか見たら疑木が取れてから、ぼろぼろになっている感じで、やっぱり観光客がそれを見たらあんまりいい思いもしないと思うし、村の恥みたいな感じで思うんで、それを取り出して一般質問しているんですけど、できるだけ早く、農林水産省でもいいし、環境省でもいいし、早めにそういうのをあそこが見ていなかったらこっちから言うような感じで、早めに進めていくようにしたらいいことだと思いますから、頑張ってやってくださいね。

次、阿波連区内の大川の排水、河川の状況について、川底や川の土手などがジャングルみたいに牧草が生い茂っています。伐採した方がいいと思いますが、村としてはどう思いますかと出しています。

これ一般質問出すまでに、写真撮ってから、執行部に出しましたから見ました？ 村長。生い茂っている川のジャングルというか牧草が本当に。あれ見たらあまりいい思いしないで、大川からの下流だから大川の排水かなと思っているんだけど、排水路みたいな感じで言う人もいるし、これは砂とか何とか真ん中は下コンクリート張られているんですよ。普通のせせらぎとかそういう感じじゃなくて、コンクリート張られて、そこに土手の砂とか入って、そこに草が生えているとか。土手から入ってきたら牧草とか、そういうのがはざかって、そういう見苦しい感じの光景が見られるんですよ。それをある程度刈られているのを見たんですけど、これは刈られているのも個人的で農業か園芸をしている人が、その奥の方で、言ってもやってくれなし、自分でやったよとある人が言いました。奥の方で畑をしている人でその人はね。そこだけは刈られていると、あとは南側の方は全然もうやら

れていない感じで、やっぱりやって欲しいなと思って出しているんですけど、水自体はきれいです。川がその水がね、僕も30年、40年ぶりにアメンボですかあれは、水面からぼこぼこ歩いているやつ、あれ見て感激したんですけど。まだそういう場所はきれいにしたら、水はきれいになったらホテルとか、そういう観光の村では、そういうのをはなしているけど、そういう感じにホテルとか出てきたらもっといいのかなと思って、やっぱり川は掃除しようと思って考えたんですけど、そういうのをどう思いますか。掃除したり草刈ったりしたり、伐採してるというのは、村として知らんふりした方がいいですか。ちょっとやってみようという気持ちないですか。

○ 座間味秀勝村長

今、議員ご指摘の阿波連大川の土手の繁茂、あとは大川の河川敷内、川の中の土砂、あるいは草木が生えているということかと思えます。大川はその名のとおり川ですので、水が流れるようにしなければならないという、その機能を維持するための維持管理は適切にやっていく必要があるというふうに考えております。現場をしっかりと確認して、担当課の方で対応を考えていきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

この土手からの草だけでも刈ったら、やっぱりこのような生い茂っているジャングルみたいじゃないから、水の流れるようになるけど、またハブもたよってから部落内に入るかもしれないし、とにかく排水の土手を草刈りした方が、阿波連線よくやっていますけど草刈りね。株式会社クリーンとか何とか言っている感じのところやっているけど、そういう排水路の所もずっとやってほしいなと思えます。

この今、見ている所ともう一つ下の方には、村営住宅のアパートがありますよね、村営住宅、そこらへんの上の方はやられているけどね、要するに漁港に行くところの左側の所はやられている感じはするんですけど、右側の方は全然やられていないから、村営アパートと、陶器をやっていた所あるんですね、焼き釜があった所、あっちとこっちがもう一体化なった感じで竹藪で、草刈ったいい感じに見えるけどなと思ってね。どうですか、その質問に対してどう思いますか？

○ 座間味秀勝村長

普段、利用の頻度が高い所を優先して草刈り等は計画をしております。そこも確認をして対応するタイミング、そこを計画をしていきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

村長、確認って誰にするんですか、確認って係に？ もう一般質問出して、やっているから見ているんでしょう、係は。写真まで出して、またもう一遍また確認してから、何回確認したらこれ返答できますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをいたします。今、村長が答弁した内容については、現場は係が確認をし

ておりまして、それについて計画的に実施をなささいといういことで指示を受けておりますので、その実施時期とか、そのへんの検討を図って取り組んでいきたいということでございます。やらないというわけではないです。しっかり議員の意見に添えるように、態勢づくりをしていきたいと思っておりますので、ただ時期等を勘案して、これから取り組んでいくということになります。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これやらないというわけじゃなくて、やるようにしてください。あと川の中の水の流れを妨げているというか、止めているという感じがするのが、今、土砂でもあるんですけど、台風の際にプラスチックのトタンみたいな感じで飛んでいっているとか、それが落ちているとかさ、そういうのは本当に、自然がやったことみたいな感じになるけど、トタンなんかが入って、水が妨げられている感じだから、こういうのも草刈りと別に、そういう掃除ばかりは掃除ばかりしてやったら、いいきれいな川ができると思います。お願いします。

次、軽石の漂着について、先ほど2、3一般質問出ていましたけど、最近、我が村のビーチや海岸に軽石の漂着が異常なほど漂着して、定期船や漁船、遊船等に影響を与えています。そのことに対して商工会員や村民などが除去・撤去作業で頑張っている現状ですが、そこに我が村の小・中学生も参加して作業やることを、児童生徒たちにとって良い経験となり、教育的にも良いことだと思いますがいかがでしょうか。教育長お願いします。

○ 新崎直昌教育長

ただいまの質問に答弁をいたします。もう冬休み目の前ですけれども、県の教育委員会や島尻教育事務所あるいは関連の教育施設から、冬休みを迎えるにあたって家庭での連絡事項として、衛生管理、3密をさけること、あるいはマスク着用等そういう文書がいっぱいいきます。これはコロナ禍の中ですので、そういうふうな文書がくるのは当然だというふうに思っておりますけれども、そういう中で、今の議員ご指摘の軽石がどんどん押し寄せてきているということで、私も役場の職員や村民の皆さんが、その軽石の除去に一生懸命取り組んでいるということは知っているわけですけれども、その学校で授業時数の確保をしながらコロナ禍が減少傾向にあるとはいっても、県や国、村も楽観視はできないというふうな立場だというふうに感じております。

それから学校に問い合わせしてみたんですけれども、阿波連小学校ではぴかぴか掃除を月1回15分程度らしいんですけども、そういうこともずっと継続してやっていて、教室内、運動場、海浜等の清掃を行っているんだそうです。それから渡嘉敷小中学校では総合的な学習の時間を柔軟に取り扱って、毎日ではないんですけども、学業に影響を与えない範囲内なら可能だというふうに答えていました。

また、本島の方ですけどマスコミ報道では親子で海岸の清掃を行っているのがよく見られるわけですけれども、ただ一般的に授業を割いて行う学校としては、取り扱うのが少し困難かなということは感じております。

可能性としてのことなんですけれども、村では軽石の回収計画を策定して、ボランティアの募集方法もあるんだそうですけれども、そういうことを学校にもう少し知らしめて授業を割くことなく、実施できる根拠を示すことがポイントになるのではないかというふうには考えております。

もう一つの方法として、親、地域の人と共に軽石の回収にあたる。その2つの方法が考えられますけれども、学校と調整をしないといけないし、ボランティアの規定ともいろいろ照合しないとイケませんので、調整が少し必要かなとそういうふう感じております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

生徒たちにそういう部落民とか、そういう商工会の会員とか一緒にやるときに、授業を辞めて無理矢理せー、という感じではなくて、放課後でもいいし、そういう商工会との前もって話し合ってみんなで、村民あげてみんなで、軽石の撤去作業とか、そういうのを、子どもたちにとって、将来大きくなってから、ちっちゃいときこんなことやったよなど。今、子どもたちも軽石が何で被害を与えているかということをつわらん人が半分以上がいるんじゃない？ 小学生だったら。何で被害与えているかなって、そういうのも教えながら、その軽石の撤去作業とか、そういうのも一つの教育的な勉強だと思ってしています。無理矢理お願いじゃなくて、教育長が頭で考えてやるべきであるか、やるべきじゃないかということ判断して行動してもらいたいと思います。

この軽石のことは僕らもここに阿波連に生まれて戦後ベビーブームに生まれて、一番こっちで議員の長老じゃないかな、僕ね。ちっちゃい時にそういう軽石がいっぱい上がっているのを経験見えています。こんな細かい軽石とは感じなかったけど、あのときの軽石大きかったんですね。羽釜の汚れ落としたりとか、そういうのに使ったりとか、いろんな感じでやったんですけど、あのときに比べたら、今現在は異常ですね、思っています軽石が上がっているのは。今年の5、6月までそういうのが残っているという専門家の言い方をするんですけど、またいっぱい上がるかも。取っても取っても上がる感じがしますから、そのときはまた教育長、そういう考えも出してちょっと子どもたちも一緒にさせるような感じでもっていただけたいと思います。観光客にとっても良い思い出だし、村民あげて子どもたちもそういう気持ちでやると思いますから、それをできるだけやるような方向でもって行ってください、お願いします。もっとしたいんですけど、これで終わりです。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

それでは通告書のとおり、これから一般質問をさせていただきます。まず最初1番、環境協力税についてなんですけど、環境協力税の充当先は、全額環境整備に充てているのか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

座間味満議員のご質問にお答えをいたします。環境協力税については、全額環境整備に関連した予算に充当をし、支出をしております。令和2年度決算額が535万7千円、これについては村道の維持管理338万7千円、林道の維持管理134万8千円、その他2つの事業に充当をしております。

また、令和3年度予算額589万2千円の予算を計上しておりますが、これについても村道の維持費に400万円、林道の維持管理費に70万円、その他3事業に充当をして支出をしているということでもあります。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの村長の答弁なんですが、村道、林道というふうに令和2年度の決算額で535万7千円、令和3年度予算額で589万2千円ですけど、補正で令和3年度はマイナス4万7千円の減が出ているというふうになってはいるんですけど、この環境整備費についてですけど、金額の分担というんですか、村道に関してはいくら、林道に関してはいくらというふうな、その他に関してはいくらとあるんですけど、この充当比率、予算額の比率ですね、どこに重点的に持っていつているのか、これ金額言ったらおそらく、村道に多く持っていつていると思うんですけど、これはまあ仕方ないということはあると思うんですけど、これはもう当初予算額で、これ見通しで上げていくわけなんですけど、令和もうそろそろ12月から新年度予算の編制に入ってくるかも知れませんが、一般持ち出しでやる分もいいんじゃないかと、おそらく環境整備について、令和4年度いくら入ってくるかという見込みでしか出せないと思いますので、そのへん考えて4万7千円、令和3年度マイナス4万7千円出てはいるんですけど、これを全額、次年度消化できるようにできないのか、そのへんお伺いします。

○ 金城満総務課長

環境協力税につきましては、沖縄本島から渡嘉敷に入域、お客さん船に乗って入ってくる方に100円の環境協力税を徴収するということになっておりますので、その環境協力税については、入域の予測を付けて前年度の実績とか、あるいは今年度の見通しとか、そういうのも含めて毎年予算を計上しております。ですので今回4万7千円という減額というお話ですけれども、これは現在の予測値で勘案した場合には、今、持っている予算から4万7千円は少し減額になるだろうという想定で予算を計上しておりますので、ここの割り振りについては、先ほど議員がおっしゃっていたように環境整備に充てるというのを当然うたっておりますので、そこからウエイトを置いて、一般財源も活用しながら事業費枠の中で、環境協力税をどの程度充てられるかというのは、どの部分が一番頻度よく、例えば村道の草刈りとか林道の草刈りとか、他にもありますけれども、そういうのを勘案して財源を充当するかたちを取っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの総務課長の答弁にありましたとおり、令和3年度まだ終わっていませんよね。それに対しての見込額と、これだけは余るだろうということでの減でありますよね。そういうことがないように、次年度は、ぜひ一般持ち出しでもいいですから計画どおり推進はできないものですかお伺いします。

○ 金城満総務課長

もちろん現段階でマイナスをさせていただいておりますけれども、それは最終的に、また増減が出てくるものだろうと考えております。今年の実績を元に入域客がどの程度入るかというのを予測をして、環境協力税については令和4年度予算に、また歳入予算として計上してまいりたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

これおっしゃるとおり理解はしているんですけど、じゃあ4万7千円以上にわからんですよ見込みですから、年明けてから3月までに観光客が多くなると、そうした場合の協力税もたぶん増になると思うんですよ、そうした場合に、じゃあ増の分はどうするのか、それとも4万7千円減にしているけど、これまたプラスαで協力税に使うのか、そのへんをお願いします。

○ 金城満総務課長

もちろん4万7千円減にしておりますけれども、その事業を執行するにあたって、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、環境協力税だけを充当しているわけではありませんので、一般財源も含めて一般財源と環境協力税を含めて、総事業費の中で村道の草刈りとかをやっている仕組みというふうになっております。その中で環境協力税が減ったけれども、じゃあ年明けにお客さんが増えた、そのときにはどうするかということにつきましては、そこはもちろん増というかたちになるかと思っておりますけれども、それについて当然ながら環境に資する事業、村道維持管理費とか林道の維持管理とか、そこを含めて再充当というかたちで行ってまいりたいと思います。

○ 5番 座間味満議員

じゃあですね、また増えたら充当するというふうな考えなんですけど、今の時期に、減にするのはまだ早いんじゃないかと、私自身思っているんですよ。最終的に言えば3月の議会で、減にしてもいいんじゃないかと思うんですよ。一般持ち出しも確かにあるかも知れませんが、これは次年度、ぜひ減がないように、村の清掃美化のためですから、全額を消化できるように、努力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして2番、軽石問題についてなんですけど、いろいろ他の議員の方々からも一般質問出ていましたので、村長にもいろいろ答弁していただいたんですが、村長の答弁の中で環境省へ行って相談していると、そして今これも災害に適応できるのか、できないかもわからないということなんですけど、現状としては、もう村長は、そのまま置いておくと、軽石をそのまま現場に置いておくということで理解してよろしいんですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

午前中の質問に対する答弁でも少しお話をしましたけれども、今これの置き場所を港から何処へ持っていくかということについて、まだ決定をしておりません。適当な置き場所がなく、どのようにしようかというところでもあります。少なくとも台風シーズンまでには、そこからはどけなきゃいけないとは考えておりますが、今のとこまだその行き先というものの処分方法、利用方法、これもまだはっきりしておりませんので、今のところは当分の間は今の状態が続くというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

村長、これは次の台風までは置いていくということになるわけなんですけど、早い時期になると台風はおそらく5月ぐらいに発生すると思うんですよ。じゃあそれまではずっとそのまま置いておくというふうに理解してよろしいんですか。

○ 座間味秀勝村長

ずっと置いておくということではなくて、処分方法が決まりしだい、あるいはそこからは何処か仮置き、また別の場所で仮置きした方がいいのかもしれないし、例えば畑で使った方が良く、水はけ良くなるよという話もあったりもします。そういった活用もあるかもしれません。それがはっきり処分方法、活用方法が決まりしだいというふうに考えております。当然決まらなくても台風シーズンまでには移動はしなければいけないというふうに考えておりますが、適当な移動場所が今のところないというのが現状だということでもあります。

○ 5番 座間味満議員

現状としてはそういう状況だったらもう、これ急に発生したものですから、もうコロナが発生して落ちついたかなと思ったら、また軽石問題と行政も大変だとは思いはするんですけど、村長、先ほどの午前中の答弁で、環境省に行っているいろいろ相談しているというふうな話を答弁でしておりますけれども、環境省で特別交付金が軽石のあれに充てられることになりましたよね、そのへんについての交付金の中身というのは調べましたか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

環境省が何か手当をするというふうには伺ってはおりませんが、災害としてこちらが撤去したもの、つまり港湾とか漁港とか、そういったものについての使った費用、要した費用について特別交付税の措置があるというふうな話は聞いております。ただこれがどこまで見てもらえるのか、このへんはまだはっきりはわかっていないという状況であります。

○ 5番 座間味満議員

特別交付金で見てもらうということは令和4年度からになるということですか。

○ 金城満総務課長

特別交付税は、今まさに各自治体の事情に合わせて、今、県を經由して国に調書を出しておりますのでまさに今、算定作業の市町村から県を經由して、国に特別交付金の市町村諸事情いろいろありますので項目別に、そういう軽石についても、今、軽石は急ぎよ出てきた案件でありますけれども、軽石についてかかった経費については、その算定基礎の数値として、国に上げて、それを審査していただいて、最終的には特別交付税は12月交付分と3月交付分、年に2回ありますけれども、最終の3月交付分に算定して審査されて、そこで特別交付税として、軽石にかかった経費分が100%ではないと思いますけれども、国から支援されるというような仕組みになるというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

はい、わかりました。それともう1点なんですけど、また村長にお願いなんですけど、4村、栗国、渡名喜、座間味、渡嘉敷、4村で首長が県に直接行って、要するにこういう事業をやってくれんかという、お願いしに行くのも一つのあれじゃないかと思うんですけど、そのへん村長のお考えをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

実は、4村に限らず沖縄の離島は、ほぼ自治体が運営している定期航路というのがほぼであります。民間が走っているところもありますけれども、そういった中で4村だけでなく、離島振興協議会という組織がございますので、そこからの要望、要請ということは上げさせていただいております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁によりますとかけてもらうということで、実際に県に行ってお願いするというのは可能なんですか。

○ 座間味秀勝村長

離島振興協議会は座間味村の宮里村長が会長を務めておりまして、私の方からも直接進言をしまして、会長が沖縄県の方に要望、要請に行っております。

○ 5番 座間味満議員

そういうことであれば少しは前向きになったのかなと理解しましたので、そのへん地域の首長同士よく情報交換しながら早めに解決できるように、県としてもあまりこの軽石の問題については漁協に委託するとか、どうのこうのという話もありはしますけど、やっぱりあくまでも行政が動かないとどうしようもできないという部分もあると思いますので、そのへん村長、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、イーシーノモアの増圧ポンプ、これ水タンクと書いてありますが、増圧ポンプの件なんですけど、以前にも一般質問したんですけど、隣村への送水はないのか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

今、広域化事業によって取り組まれている部分であります、渡嘉敷島から隣の座間味島あるいは阿嘉、慶留間といった所に送水があるかというご質問かと思いますが、これについてはございません。渡嘉敷島内だけの今、整備をしております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁に関してなんですけど、これは県の企業局との調整でやっているのか、それとも、村長、単独の考えなのか、そのへんお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

企業局の広域化事業の中での計画がそういうふうになっているということでございます。広域化というのは、水を融通し合うということではございません。離島においては、管理を一元化することで、経費を抑えていこうというような考えが主になるかと思えます。水を融通し合うということではございません。

○ 5番 座間味満議員

確かに言っていることはわかりはするんですけど、これに対して村としては、県と企業局との間に覚書を交わすなり、以前ありましたよね、前島の土地の問題、自衛隊との契約書が無いのに、要するに村有地を私有地を無題に使用しているということで、新聞沙汰になったことがあるんですけど、そのへんに関しても県の企業局さんとちゃんと覚書を交わすなりしてもらいたいと思えますので、そのへんどのようにお考えですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。この事業に関しましては、私が着任する前から確定がされておりまして、私が着任にした時点で、沖縄県企業局と協定書が結ばれているのは確認しております。

○ 5番 座間味満議員

玉城課長、協定書を結んであるということですね。じゃあ、もし何かあった場合には、行政としては責任を取らないといけないと思うんですけど、そのへんは着実に遂行するようにお願いしたいと思います。

続きまして、船賃の島割引についてなんですけど、次年度以降の島割引の料金はどうかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

現在、行われているこの島発の割引、これについては沖縄県が、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業という補助事業ですね。これを実施をされていて沖縄県が沖縄振興策離島の支援ということで、国からの8割の一括交付金と沖縄県の2割の負担ということでやっただけでございます。明けて1月からの通常国会で次期沖縄振興に係る法律が審議されるかなというところなんですけど、沖縄県としては向こう10年間ということで、これまで復帰後50年間にわたって沖縄振興策10年ごとに更新をされてきたんですが、時限立法で10年

ごとでしたが、実は、先ほど、お昼前の速報で出ていたのが、内閣府としては財務省との話し合いの中で、5年間とする案ということを考えているというような速報も出ております。そうなってくると、その先は見えないんですが5年間とすれば、この5年間で、沖縄県が、この事業を続けていきたいと思いますという判断になるのかどうかというところだと思いますけれども、そこは離島の住民割引については、これまでも村としては実施の延長を要望しておりますので、そういう要望をしていきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

はい、わかりました。確かに一括交付金、来年無くなるかもわかりません。今は、しかし、今回、当選した衆議院議員が頑張って一括交付金もう少し伸ばそうというふうに努力なさっているところではあるんですが、もしじゃあこれは通らなかった場合には、じゃあ元に戻るといいう可能性というのは、十分に理解していいわけですかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

振興計画、要するに沖振法、法律ですね。法律がどうなるかというところに大きく左右されると思うんですが、先ほど申し上げましたとおり、村としては沖縄県に対しては、継続を要望しているという状況でございます。

○ 5番 座間味満議員

じゃあ、要望はしているということなんですが、今は返答できないという段階ではあるというふうに理解はしているんですけど、これ以上はもう言いませんので、ぜひ頑張って100%取れるように、従来どおり島割をできるように頑張ってくださいと思います。

それでは最後の一般質問に移らせていただきます。課の統合について、商工観光課と経済建設課、統合して約3年になりますが課長を1人減らすことで職員を増やすことが出来るということでしたが現状はどうなのか。逆に課長1人分の給料以上に支出が増えていないか、そのへん村長の公約ではあったんですけど、現況をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。課の統合前、平成30年度の職員数ということについては、当時の統合する前の商工観光課と経済建設課ということになりますが、商工観光課は職員が2人で臨時的任用が2人、合計4名。経済建設課が職員5人ということでありました。当時の商工観光課の人件費というのが1千313万4千円、経済建設課が5人で1千624万円となっております。全体で職員は7人、臨時職員が2人でトータルすると9人ということになります。この9人分の人件費というと2千937万4千円ということでした。これ平成30年度です。現在、令和3年度これを職員6人、観光産業課ですね、フルタイムの会計年度任用職員が3人でトータル9人、人件費が2千755万7千円となっております。200万弱ぐらいですかね、若干落ちております。こういう状況でございます。

○ 5番 座間味満議員

統合する前の平成30年9人で2千97万ですよ。

(「休憩お願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 座間味満議員

ただいま質問しました統合の件についてなんですが、かなり努力しているなどというところもわかりましたので、ぜひ次年度からも頑張っている職員もいっぱいいると思いますので、ぜひこれからも指導、育成お願いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

一般質問に入る前に、午前中、村長の行政報告にもありましたけれども10月12日、南部離島町村長議長連絡協議会において、村長が会長に就任されたということで、ご就任おめでとうございます。これからまた南部離島の問題解決に向けて、ご活躍を期待しております。よろしく願いいたします。

それでは通告書に従いまして一般質問を行います。まず内部統制についてお伺いしたいんですが、これも2年ほど経っております。これまで副村長にお話をしてまいりました。現状の進捗状況を伺えたらと思います。

○ 神里敏明副村長

それでは答弁いたします。内部統制にかかる進捗状況については、去った6月定例会において進捗状況を答弁いたしました。それ以後の進捗については具体的に何かを取り組んだということはありません。職員の事務処理等に関しまして是正すべき事案については、その都度、職員へ周知、指導を行っている状況でございます。

監査委員より財務にかかる事務処理のミスがとて多いというような指摘も受けているところですが、庁議それから朝礼で職員へはその都度周知をしております。まだ不適切な事務処理があることは取り組みが甘いと言われても仕方がないのかなというふうに思っています。まだまだ是正すべき課題が沢山ありますので、引き続き事務処理等の統制を図ってまいりたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

問題を理解されていながら動けていないということ自体が問題だと思っております。1件1件ちょっと伺いたいんですが、令和2年度の決算審査において大きな問題がありました。また例年に比べて多くの時間も費やして監査をしてまいりました。監査講評の際に我々監査委員は令和2年度決算自体認めるつもりもないというところまで言っております。

その中でコロナ禍でありましたので、職員に対する周知というものを副村長に対して、私ども申し上げたと思っております。朝礼ができない状況の中で公民館、使ってでもいいじゃないですか。しっかり職員が全員で、今回、起こった問題を共有しなければならないということを伝えたと思っております。このことを職員全体、朝礼等でまずやっているのか、やっていないのか、私はやっていないと伺っておりますが、その点について伺います。

○ 神里敏明副村長

この件につきましては、決算審査の講評の際にも庁議等で指摘等について、課長の皆さんに職員に周知をするようにということで、指示をしたというふうにお答えしております。それ以後、それでは足りないだろうということで全職員集めてのそういった周知をやってもらいたいというふうを受けております。11月1日から朝礼も再開いたしまして、ここ最近の話なんですけれども、その際の問題点それは周知しているにも係わらず職員が見落とした、全く見ていなかったと理解していないというふうなことがあったので、そこらへんは再度徹底していただくようにということで朝礼で1回は述べております。

今後の考え方なんですけれども、なかなかそういった周知だけでは行き届かないのかなというふうに感じておりますので、今後は職員を集めての実際の勉強会、それから意見交換会、それを実施したいというふうを考えております。

○ 6番 當山清彦議員

これを職員全体で問題をちゃんと共通理解をして解決していくことが必要です。以前にもお伺いしましたが、この総務省が出している実施に関するガイドライそれは目を通されていますよね。目を通されているのでわかると思うんですが、私が副村長に質問しているのは、内政を統括するのが副村長だからというところで副村長に対して質問をしております。ただ、このガイドライの中では地方公共団体の内部統制が有効に機能するためには、長の意識がもっとも重要であると記載をされているところです。そこで伺いたいんですが、村長と副村長の間で、この内部統制に関することをどれだけ重要視してどういう協議をして、今の段階に至っているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど、副村長の答弁の中では、あまり進展していないという答弁があったんですね、私はそうは考えておりません。内部統制、行政が果たす役割というのは法律や条例等に基づいた、それで決定されたことを遂行する。これが行政の役割だと思っております。渡嘉敷村の例規集、条例、例規集といいますと、これまで改正がほとんど進んでいない、若しくは綴られてさえいないと、ですから普段じゃあ何に基づいて係が仕事をしているのというところが意思統一ができていないというところが、多々あると思っております。私は普段決済をする中で、そのことを逐一指摘をしながら職員と向かい合いながら業務を遂行してきております。私が就任してから条例や規定等を数多く修正なり、あるいは新たに制定するなりしてきたと思っております。まず何に基づいて仕事をするのか、それを明確にして

いくこと、これがまず大事だと思っております。それに向けては日々、鋭意取り組んでいるところであります。そして副村長との協議等々という話でございますが、今日も昨日もですが、こういったことについては逐一情報を共有しながら取り組んでいるのが現状でございます。

○ 6番 當山清彦議員

うーん、もう難しい内容だと思っておりますけれども、令和2年度の決算審査の際、本当に皆さんが共通理解をして、リスク管理をして、我々、監査委員に対して、この決算書を上げてきたのか、毎年々同じ問題が起こるんですよ。それなのに内部統制制度の導入に関してもこれまで逐一言っているつもりです。それなのに変わらないんですよ。ある程度の時期を決めて、ここまではちゃんとするというものは作った方がよろしんじゃないでしょうか。それで以前も申し上げたとおり内部統制制度の導入というのは、地方自治法の一部改正例が2017年にありまして、都道府県と政令指定都市に義務づけられております。プラス監査規程、これも各自治体つくるようにと総務省から指針が出ております。渡嘉敷村は事前に局長がこの指針が出る前から取り組んでおりましたので、他の離島よりは先んじて監査基準をつくっております。またそれを素案として他の離島もつくってきたというふうに向っております。

今後、他の自治体で起こっている交付金の不正使用、横領、こういった問題を解決するため、また皆さん、我々監査員もそうですけれど、損害賠償、そういったところも改めたところ。ですから今後、地方自治体に必ずこの義務というのは下りてきます。なので先んじてやらないといけないというふうにずっと言っているつもりでございます。なのである程度の時期を決めていただきたい。ここまではしっかりやると、ある程度の骨組みはつくっていただきたいんですよ。副村長お願いします。

○ 神里敏明副村長

内部統制、先ほど議員がおっしゃったとおり都道府県、それから指定都市が義務化されまして、それ以外の市町村については努力義務ということで、令和2年度からの施行になりますので、沖縄県が令和2年度に内部統制に関する指針を出して、そして今年その評価をしているものを拝見しました。方針自体はA4の紙1枚だけですので、そんなに難しいことはないと思いますけれども、問題は中身ですね、いろいろな4項目ぐらいの事務処理に対する統制を図る、整備を図っていくということが今私たちがやっている職員への指導・周知、そこらへんをまず徹底してやるのが一番重要なことというふうに考えておりますので、引き続きそういったご指摘のミスとかなないように、もっと慎重に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

毎度同じような答弁になりますので、ただ、監査としてもこれからもしっかりと指摘をしていきたいと思っております。またこれを先んじてやっていくことによって村長の行政

改革の一部にもなっておりまいます。住民からの評価も得られると私は思っておりますので、しっかりと執行部の皆さんで共有していただいて内部統制制度導入に向けて頑張っていただけだと思っております。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。防災行政についてお伺いします。軽石漂着に関わる撤去作業の契約についてお伺いしたいと思いますが、今回補正予算にも上がっておりますので、とりあえず概要を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

撤去作業の契約ということなんですけれども、撤去作業の契約というのはおそらく重機を使った作業のことをおっしゃっていると思います。これについてはまず量が確定していない、分からない、どれぐらいの量をどうするということが分からないということがありまして、契約をして進めているのではなくて、まず重機使用料というかたちでこれまでお願いをして、これは作業があるときだけということになるものですから、そういうかたちで重機使用料というかたちで処理をする方向で進めてきております。

○ 6番 當山清彦議員

今回、災害に関わることで、見積もりとかいうよりはできるところでという部分だと思っておりますが、結局遡って契約するということになるんですね。そういうことの今国で上がっている130億円余りの補正予算、また県に上がっている27億円の補正予算等でやっていくんでしょうけど、この部分の契約の内容についての精査というものはどういうふうにやっていくのかというのを伺いたいんです。作業の単価ですとか、そういった部分についてある程度の制約があるのかどうかとか、そういった部分を伺えたらと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員おっしゃるように、いくらなのと言ったときには、その単価契約というやり方があるのかなと。先日の庁議の中でも議案検討会でしたかね、中でも私の方からそういう提案をしております。遡ってこれまでの処理した数量、これを時間でやるのか、何でやるのか、そこらへんもつめていって、これまでの実績をどう評価するかということになるかと思っております。そこはおっしゃるように例えば単価契約なりをして必要なときに必要な分だけ働いてもらってお支払いをするという方法が一番適切かなというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

契約はいつ予定ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。契約はいつという時期についてはまだ見通しを立てているわけではございません。今後、今の現状の軽石からすると、ほぼ重機等を使用してやっている状況ではございません。今後の漂着状況を鑑みて契約にもっていくのか、あるいは単発的に発生するのであれば重機使用料、このままでよいのかという方向性も見極めながら契

約をもっていかどうか検討したいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

国はこれを交付税措置するじゃないですか、その中での問題点とかは、今の段階で見えている部分はありますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

交付税措置については、かかった経費を、例えば今はまだはっきりしていませんけれど国、県の先ほど議員がおっしゃっていた国の予算、あるいは県の予算に基づいて、それから軽石が漂着している市町村、そこにどういふかたちの仕組みの補助金が流れるかということによっても変わってくると思います。もちろん国、県の補助金をもらう部分は交付税から除外されますので、それ以外の市町村でかかった軽石の回収除去、それから処理ですね運搬とかを含めてそういった経費に対してこれだけかかりましたということ調書にあげて県に申請をして国の審査、そして予算の範囲内で、先ほどお話ししましたが、交付税が交付される仕組みとなっておりますので、発注の形態はこれから、先ほど言ったように委託にするのか、一括発注にするのか、それとも分散して先ほど言ったように重機使用料なり、あるいは消耗品なり、そういうものでやるかの区別をするというものではありません。かかった経費に対してこれは申請をしていくという仕組みでございます。

○ 6番 當山清彦議員

かかった経費に対してということによかったと思います。すみません先ほど130億円といましたが184億円ですね、国に令和3年度臨時国会で上がっている予算が、訂正いたします。

そこで伺いたいんですが、今別のところでは漁協に対しての委託が始まっていますよね。うちではそのへんは検討しているのかどうか。撤去作業ですよ。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。環境部からの委託の予算というのがございますが、これはあくまで場所が自然海岸に限定されていることから、漁協が今実施している港湾とか漁港内の軽石に対しては適用しないということになっております。その他で漁協が他の海岸、ビーチ等について実施をするというのであれば、場所にもよるかと思いますが適用できるかと考えておりますが、そのへんの話し合いを漁協と持ち合ったということは現在のところございません。

○ 6番 當山清彦議員

管理する場所によって財源が異なるでしょうからそういった問題はありますが、先んじて漁協が受けているところがありますので、そのへんの話も聞いて、そういったところに先んじて契約するのもありなのかなと思っております。よろしく願いいたします。この件に関してはまたいろいろと情報を共有させていただいて、私もいただいた資料は局長をとおして出しておりますので、また情報共有させていただきたいと思っております。よろし

くお願いいたします。

次に、軽石の処分方法、再利用についてですが、先週の金曜日に一度搬出しましたか。

○ 座間味秀勝村長

軽石については島外への搬出は行っておりません。

○ 6番 當山清彦議員

先ほどの、皆さん一般質問されていますのでちょっと聞けなかった部分があるんですが、今後の搬出だったり処分方法、再利用、今分かる時点でいいのでよろしくをお願いします。

○ 座間味秀勝村長

県からの通知の中では、午前中にも少しお答えしたかと思いますが、残土等を受け入れしている事業者のヒヤリングの結果ということが示されただけであります、その中には有機物が混ざっていたり、あるいは他のゴミが混ざっていたり、あるいは塩分等、こういったもので受け入れができないというのがほぼでした。要するに今回回収しているものをそっくりそのまま受け入れますという処分場は1カ所もないというのが現状であります。

○ 6番 當山清彦議員

このへんも進捗ありましたら議会と情報を共有させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、ボランティア活動に関するガイドラインについて伺いたいたいんですが、観光協会に村長が流したというのが正しいんですかね、この文書が、伺いたいののは皆さんで協議されて出されたものなのかどうかというのを伺いたいです。これはもう公表されているんですか、それとも観光協会だけに出したものですか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

これは庁内で決済を経て確定したものについて、ちょうどその時に観光協会の会員、商工会の会員でもありますけれども、若い方々が回収しますというようなことがラインで流れていたものですから、回収についてはこういう方法でお願いしますということを流しています。

○ 6番 當山清彦議員

これは村の統一見解で公文というふうに考えてよろしいですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。担当課の方から村長まで決済をいただいておりますので公文という扱いでよろしいかと思ます。

○ 6番 當山清彦議員

私の聞いている内容とちょっと違うので、協議されていないというふうに伺っていたんですが、1つだけ申し上げさせていただきたいのが、ボランティアの皆さんに対してのガイドラインですよ、1つ言わせていただけたら、本当に愛のない文章だなと思っております。ボランティアの皆さんは時間というものを費やしてボランティアにあたっていた

だいております。こんなのを見たらボランティアいなくなりますよ。その点に関していかが思いますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。11月26日時点で結構ボランティアを実施したいという声が聞こえてきたものですから、なかなかその時点で取り組んでいる事項等がなく、急ぎよ、今、村でできることの取り決めに基準にこのガイドラインを作成しております。不備があるのであればご指摘を受けてまた検討することも考えておりますので、今現時点で示せるガイドラインとしてはこの方になっております。示せる方になっております。

○ 6番 當山清彦議員

ガイドラインなのは分かるんですけども、ボランティアの皆さんに対してありがとうの一言ぐらい入れてもいいのかなと思っております。よろしく申し上げます。

もう1件伺いたいんですが、先日、商工会青年部主催で行われたボランティアに関して伺いたいんですが、11月に入って出張が多くてこの件に関して協議ができていなくてあれなんですけれども、参加して回収は村がやってくれないというふうに伺ったんです。事前に協議はしなかったのかと事務局に訪ねたら協議はしたと。そしたら村は取らないというふうに伺いました。それで村長に直談判のつもりで電話をかけました。それで村長は担当課に任せてあるから担当課と話しろというお話でした。担当課長とお話したら、我々が難しいということも伝えて、であればできるというふうなお答えも伺いました。翌週、ちょうど広域の防災訓練の日ですね、その後また村は取ってくれないと答えは変わりました。それで我々は自分たちで手作業で2t車8回分を搬送しました。この点に対して伺いたいんですが、なぜ考えが変わったのか伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。商工会青年部の方が実施したのが11月24日だったかと考えておりますが、先ほども申しましたが、その時点ではガイドラインの策定をしておらず、議員から電話連絡があった場合には、その取り決めがないことから、できれば皆さんの方でボランティアの方で軽石を仮置き場まで運べないですかということをお伝えすると、そういう手立てがないということでしたので、それではこちらの方で対応しますので、そのビーチの方で保管しておいて下さいということをお伝えしました。その後、そういうことがあってはなかなか指示ができないということで、このガイドラインを11月26日につくったことから、じゃあボランティアが実施する作業の範囲、回収から仮置き場まで運んでもらうということの基本にしましょうということで取り決めにいたしました。

○ 6番 當山清彦議員

であれば私の方にもご一報いただきましたかったですね。調整できなかったとお叱りを受けましたので。この日も防災訓練ぎりぎりまで搬出作業しておりました。ここで伺いたいんですが、職員の皆さんが港湾で取った軽石、これは置き場までどのように搬出しています

か。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。もちろん、先ほど村長も申しましたが、重機使用ということで依頼をしている業者さんに依頼した場合は、その業者が仮置き場まで搬出しております。その他に関してはフェリーの乗組員が昼間の時間をつかってフォークで運ぶということも実施しているところです。また、自分たちでできるものに関しては役場のトラック等を使用して運ぶということも何度か実施しております。

○ 6番 當山清彦議員

職員の皆さんはやっているといっても業務中にやっていますよね。業務中にやっていてそこは業者にやらせる。我々ボランティアはその場所まで自分たちで動かす。ここに差があるのが分かりますか。後々経費は交付税で下りてくるって分かっているのであれば、ボランティアに対しても、そこはみるべきでしょう。答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

港湾と海岸との違いがあると私は認識しております。我々が港湾で回収するのは定期船の運航、これの確保をするためであります。ですからそこは業務としてやっているということでもあります。一般の公共海岸等については、これは流れ着いているだけでは災害という認定はされないというのが国の見解です。ですから、例えばそこから運んだ分について交付税措置がされるかということについてもまた不明確です。そういうこともございます。そういった事情から今の状況に至っているというふうにご理解いただきたいと思えます。

○ 6番 當山清彦議員

そういった事情もある程度は分かっているつもりなんです。だったら別の予算をつかってでも運搬ぐらいはできるんじゃないですか。先ほども言いましたけれど民間の人間は時間をつかっているんですよ。皆さんは業務中にやっているかもしれない、時間をつかっているんですよ。プラス、みんなで持ち寄ってトラックも燃料ももっているわけです。それであの量の石を人力で持っていく。財源の問題じゃないんですよ。皆さんにとってじゃあビーチはなんなんですか。観光客の皆さんは戻ってきていますよ。これで住民がボランティアで集めた、そこをなんとか持っていくだけをお願いしますとこちらは言っているんですよ。これはどうにか解決していただきたいと思えます。村長いかがですか。

○ 座間味秀勝村長

このことについては、その時の確か担当課長、担当者との話もしましたけれども、運べないというのであれば、そこに回収ができる場所にトン袋を置いて、そこまでは運んでもらおうと、ビーチからですね。そのトン袋で回収するという方法もあるんじゃないかというふうな提案はしております。今後どうするかということについて先程来話をしておりますが、処分方法、保管場所、これもまだ決まっていないという状態で積極的にビーチにあるものをどんどん集めるという状況ではないと私は考えております。

海水浴シーズン、いわゆるゴールデンウィークを迎える直前あたりでその時に漂着しているものについては一斉に回収をした方がいいのではないかとこのように考えております。

○ 6番 當山清彦議員

国、県の考えでも打ち上がったものは取らないと、また海に戻るといふふうに見解を示されています。上がったら取った方がいいという見解も示されております。もう一回言いますけれど、ビーチというのは観光資源です。泳がない人もいます、海だけを見に来る人だっているんです。これをしっかり守らないといけません。ビーチは誰のものですか。そのへんの管理の部分じゃないですか。先ほども言いましたけど我々は集めました、袋に集めました、それを持っていけと言われてました。そのラインなんです、そこをどうにか解決していただきたい。今日解決したいんです。お願いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほども答弁しましたが、例えば毎日誰かが回収します。毎日山積みになりますといつたときに、これの処分方法がまだ決まっていないと。集積場所にも限界があると。先ほども言いましたけれども、今港に仮置きしてありますが、そこからどこに持っていくかというのがまだ決まっていないという状況もあります。そこは今すぐはどうしますということが言える状況ではないというのが現状なんです。もちろんボランティアでやっていたていることがありがたくないというわけではありません。ありがたいと思っております。しかし、今、積極的に毎日毎日これを回収しているということをする、これをどうするかということが決まっていない以上は非常に難しいところだと思っております。ですから、先ほど言ったように実際このビーチを海水浴シーズンが始まる時、そこに向けての対応を検討した方がいいのではないかとこのように考えているということでもあります。

日々集積したものは自分で港の仮置き場まで持っていきなさいということかということだと思っておりますが、これについては先ほども言いましたようにビーチの近くでトン袋を置いてそこに入れていただいて、まとまったら回収するというのも考えられると思っておりますので、そこは検討できると思います。

○ 6番 當山清彦議員

検討ということですか。それで進めていくという答弁が欲しいです。ビーチのある一定の場所に置いておく、それが溜まったら村が回収するでよろしいですか。それとも今からまた検討しますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。担当課の課長としては、現在その分に関する予算を確保しておりませんので、できるということは今お伝えできません。

○ 座間味秀勝村長

やる方向で検討するというご理解をいただきたいと思っております。予算だてが今のと

ころないので、今おっしゃるように予備費という話もございますけれども、予備費を充当するのかどうするのかということも含めて検討が必要かと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

予備費流用も含めて、また国、県から下りてくる予算も含めてではありますが、村が責任をもって回収するぐらいの一言が欲しかったです。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症対策について伺います。これは継続質問となっております。予算のない中ではありますけれども、以前お話したとおりです。進捗状況を伺います。

○ 座間味秀勝村長

この件につきましては、去った9月議会でも同様の質問があったと思っております。現状においてもその時の見解と特に変わりはありません。防疫作業手当の支給が基本になるというふうに考えております。新たに船舶の乗組員ですね、職員等への新型コロナウイルス感染症手当となるものを支給するということについては、国や県においても同様の手当というのをごさいます。渡嘉敷村だけがとなるとどう説明するのかという話になってくるかと思えます。村としては船員の皆さんについては、本島に住んでおりますが居住地でのワクチン接種、これが時間がかかるということでしたので島で受けられるように配慮をすとかということでも予防措置を感染の対策をしてこれまでやってきております。現在も乗組員についてはマスクについては無償で業務中着けられるようにということで準備をして配布しているという状況でございます。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しては以前も申し上げましたが、別の自治体ではこういった内容の手当てを支給しているところもございます。今日の朝、毎日新聞での報道でもありましたがオミクロン株が77カ国で感染を確認されたということでございます。国内での感染も出ておりますし、この年末年始、人の流れでまた県内が感染拡大するというものも懸念されているわけでございますので、以前も申し上げましたが職員の精神的な部分、また家族に対しての部分、手当が必要だと思っておりますので強く要望して検討していただけたらと思っております。

次の質問に移ります。本村出身者（高校生、大学生）、ほぼ高校生ですが、現在、住民登録している自治体から新型コロナウイルス対策関連の支援金が受給できない事態が発生しております。その根拠としては保護者の住民登録がないからの説明でございました。本村でいえば、誰でももらえるものといえば渡航自粛協力金に当たるわけですが、この給付金の事業実施要項の第二条「協力金の給付対象者は渡嘉敷村の住民基本台帳に記録されている者とする。」とございます。本人の住民登録がなければ支援金を受給できません。このままでは離島出身の学生は行政の制度の狭間で支援金が受給できておりませんので、今後の対策について伺うと通告しております。事前に総務課長に対応しておりましたが、

答弁の方をお願いします。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えします。議員が今強い思いで、各自治体新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、そういう学生とかお子さんとか高齢者とかそういう方々にいろんな支援金の手立てをしております。その中で我が村においても先ほど言ったように住民基本台帳に住民登録があるという制度の作り込みですね、島内で基本台帳に住民登録している方には支援金を出しておりますけれども、一方、他自治体においてもそういう部類の支援金を出しておりますけれども、先ほど言ったように渡嘉敷村、中学校を卒業して那覇市とか他自治体に行っている学生は、他自治体で住民登録はしているけれども親の住民登録が渡嘉敷村にあるということで支給ができないという、いわゆるどちらでももらえないという狭間という現象が出ております。

これは議員がおっしゃるとおり本当に私たちもそれについては少し憂慮すべきことなのかなと思っておりますので、今後ですね、こういう新たな支援策、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金等を活用して、そういう事業が今後展開する場合には、ぜひこのへんの沖縄本島に行った学生の皆さんにも支援が行き届くように、今後、制度設計、要綱の作り込みとか含めて検討してまいりたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしくをお願いします。事前に対応していただいていたのであれですが、今この地方創生臨時交付金、余っている部分はないですか。これで返さないといけない時期があるじゃないですか、事業実績報告とともに。年度内で余っている部分で今の高校生に対して、もう終わっていますけれども渡航自粛協力金自体は終わっていますけれども、厳しいですかね、遑ってというのは。

○ 金城満総務課長

現在、先ほどもお答えしましたけれども、令和3年につきましては12の事業を既に展開しております。その中で今後3月末までに事業を全て終えまして実績報告というのが出てきます。その時点で国の交付金割れですね、それが出た場合にどうするかということなんですが、その時点で仮に少し交付金の限度学が足りてないという場合であっても、そこからの事業展開というのは非常に厳しいことですし、またこの事業につきましては事前に県を經由して国にも申請して許可をいただいております。そういう事業の進め方でありますので、今もらっている交付金の枠組みの中では非常に厳しいと考えております。但し、今後国からの追加の処置、支援があればそれを活用してやるということは可能だと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。新しい支援金等がありましたらよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。航路行政についてお伺いします。フェリーとかしきの救命艇の整

備についてお伺いしますが、泊港を発着するフェリーの中で唯一、本村のフェリーとかしきだけが救命艇が未整備であります。法令上、問題ないとのことは伺っておりますが、フェリーとかしきは座間味村、栗国村への代船運航がございます。そこで用船料というものも発生しております。また、フェリーから落水されて亡くなったというケースもございます。乗客の生命を守る観点から整備が必要ではないかと思っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。フェリーとかしき、これはちょっと遡りますけれども平成22年8月から総屯数、499 tの建造使用で建造をして24年3月に初就航ということでございます。本船の救命装置は法定で救命イカダの配備が義務づけられております。救命艇ではなくて救命イカダです。499 tですので500 t未満ということでございます。ですので議員おっしゃるように法令上は問題はないということになっております。

船舶の形状、大きさ等から救命艇をそこに積載するような構造に変更するというのは、これについてどうかということについてはまだ調べてはおりませんが、現状では現状のまま法令を満たしておりますので、そのままよいのかというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

偶然にもフェリーの落水事故の際に国吉議員がフェリーにも乗っていたそうで、その際、船員が捜索して飛び込んで安否を確認したと、高速船に引きついただと、その後漁船に対応していただいたんですかね。そういったことも伺っておりますが、先ほども申し上げましたけれども、他のフェリーには付いていると、うちのフェリーには付いていないと、何か起こった場合救命措置をどのように行政側が考えているのか、運営側が考えているのかというところを聞きたいんですね、伺います。

○ 我喜屋元作船舶課長

救命艇の配備については法定では500 t以上というのが法定で定められておりますけれども、いま議員がおっしゃるとおり、そういった事故が発生した場合、どういう進め方で救助をするかということなんですが、このへんちょっと私は業務上といいますか、船員の訓練というところを細かいところまで把握しておりませんので、そこらへんは確認をしてそういったときの流れを確認をして示したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○ 6番 當山清彦議員

またこの件は協議をさせていただきたいなと思っております。その中で活用できそうなのが、フェリーの中にジェットがあるじゃないですか、ジェットがあるんですが車両甲板の前方部分にあります。船が運行中だと車両を動かさないといけなくなります。これをもっと後ろにもっと自由に動かせる場所に配備するのも手ではないのかなと。もちろん車両の出し入れのときにちょっと邪魔になるのかなとは思いますが、とにかく何らかの措置というものをとっていただきたいと思いますと思っておりますので、またいろいろと協議をさせていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第6、議案第57号、南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第57号

南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出する。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第58号

南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づきこの案を提出する。協議書等については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第59号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について(地方自治法7号)第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

提案理由

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

規約の変更については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第60号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について
地方自治法第289条の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び
規約の変更に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、議会の議決を求める。

提案理由

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、ふるさと市町村
圏基金に属する財産処分について協議するため、地方自治法第290条の規定により、この
案を提出する。

協議書については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号、渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題としま
す。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第61号

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の策定について

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を定めることについては、過疎地域の持続的発展の支
援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画を求めることについては、過疎地域の持続的発展の支
援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

計画書については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

お伺いしたいと思います。事前に協議会の方で総務課長と担当職員さんからある程度のことはお伺いしました。そこで聞き漏れたことがあるので伺いますが、9ページ、公共施設等総合管理計画との整合とあります。この計画が現段階で29年の3月で4年経っているわけですよね。その中でこの建物の計画自体もそうですが、他の建物の長寿命化計画も関わってくるとは思っておりますが、このへんの整合性というものを伺えたらと思っております。

○ 金城満総務課長

お答えします。公共施設等総合管理計画、これは今現在計画をして、毎年次、改定をしております。その中で今回の渡嘉敷村過疎地域持続的発展計画の中の整合性というものは、これは総務省の指針にありまして、国の指針に基づいて必ず整合して、そことのリンクするようなかたちというふうになっております。その中で、そこで調整をしながらどちらの計画にも乗せてハード事業、主に公共施設と総合管理計画というのはハード事業が主になるんですが、いわゆる箱物ですね建物とか、その長寿命化計画、それから年次ごとの建て替え計画。それに併せてこの持続的発展の計画もいっしょに整合性を保ちながら今後事業展開をして、その財源として過疎債を充当するというようなかたちで整備をしていくというかたちで、ここの位置づけは非常に大事なものになっておりますので、今後そことの、例えば公共施設等総合管理計画にないものは、これはしっかりと精査をして、改定時にその次号計画を盛り込んでいくようなかたちで整合性をとっていくというふうなかたちになっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

それとも何年に建てた方が一番合理的に建物を建設するのがいいものかというのを、このへんを全て整合性をとってやっていくことになりますので、今後は法律云々というよりも計画にのってやると。もちろんいろいろな補助金をもらうための法律は仕組みの中で出て来ますけれども、まずは計画をして、そこから今言った過疎地域の持続的発展の計画との整合性、それから長寿命化計画、そして公共施設等総合管理計画の中での建物をどの年度に位置づけて整備していくかというのを計画的に年次ごとにどんどん変更していくというよりも、予定をしてそれを年次ごとに計画をしていくかたちですね。それが実際にその年度にできなければ当然ながらまた1年2年先送るということはあり得ることだと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

これで最後になるのでまとめて聞きたいんですが、長寿命化計画は立てるじゃないですか。立てて、先ほど言ったとおり先送りしてどんどん押していくじゃないですか。そことの公共施設等総合管理計画との整合というものは年ごとで改定して行って、その整合性は

保てるという理解でよろしいですか。過疎債を活用できるというところで箱物が金額が大きくなってきますから、そういった部分の計画で問題がないのかどうかというのを確認できたらと思っております。

○ 金城満総務課長

もちろん計画に基づいてやるというのが大事だと思っております。その次は、先ほども言いましたけれども財源ですね、大事なものは。財政上、この年度にどれだけの村の財政があって、実際に事業計画を立案して立てるわけですので、計画は立てますけれども、そこは予定はしますけれどもできない部分もありますよということですね。

それから、長寿命化計画というのは建物があと何年も持ちませんよというものも含めて長寿命化計画は計画を立てていますので、それはしっかりとリンクしてやっていくのが一番重要だと思っております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号、渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第62号

渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村旅客定期航路事業の適正な管理運営上、運賃の支払い等に関する規程及び小人運賃の定義を見直す必要があるため、渡嘉敷村航路運送条例の一部を改正する必要がある。

改正内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第63号、渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第63号

渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められ、当村においてもこの基準を踏まえ消防団員の報酬等の見直しをする必要がある。

添付のとおりでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

概要説明と、この500円増の根拠を伺います。

○ 金城満総務課長

お答えします。消防団員の処遇改善についてはですね、国の方で今協議会がもたれておりまして、そこから現在の消防団員の年額報酬を3万6千円から500円引き上げて3万6千500円にするように通知がされております。それに基づいて村におきましても、この500円を引き上げて、今回、年額報酬として3万6千500円に引き上げるために必要な事項の改正を行うということになっております。

○ 6番 當山清彦議員

こちらは財源は国から下りてくるということですか。それとも自治体負担ということですか。私、昨日も今日も消防当番なんですね、消防団員の心の声として500円かよという気持なんですよ。みんな思っていると思うんですよ。そのへん伺いたいと思います。

○ 金城満総務課長

消防団員の年額報酬につきましては特別交付税処置されておりまして、団員数に応じて処置されております。そこからの交付金の方に含まれて交付税が処置されております。

あと、議員がおっしゃった手当がまだまだ低いんじゃないかというご意見については、今あくまでも国から示された3万6千500円というのがありますので、これが基準と考えておりますので、独自でもっと増やすというのは今のところ考えているところではありません。

○ 6番 當山清彦議員

私も関わっていることなので、あまり強くは言いませんが、ほとんどが役場職員です。地域の方も少数ではありますがおります。毎月4回から6回は当番です。寝れない日々もございます。なんとか、そういった部分を団員のところも配慮していただいて、そういった処遇改善にも努めていただけたらと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

金城総務課長より訂正があります。

認めます。どうぞ。

○ 金城満総務課長

すみません、私、先ほど財源を自分では普通交付税と言ったつもりでしたけれど、特別交付税と言ってしまったようですので訂正いたします。財政処置は普通交付税です。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第64号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第64号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、渡嘉敷村税条例の一部を改正する必要がある。

改正内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第70号、渡嘉敷村国民健康条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第70号

渡嘉敷村国民健康条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村国民健康条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

改正内容については添付のとおりであります。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

開会時間を延長いたします。

日程第15、議案第65号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第65号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ852万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4千390万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

令和3年12月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第66号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第66号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千596万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7千317万8千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第67号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第67号

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千189万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第68号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第68号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千182万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第69号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第69号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千72万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年12月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議を願いたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第9号、軽石の大量漂流・漂着に関する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。国吉議員。

○ 2番 国吉栄治議員

発議第9号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 国吉栄治

賛成者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

軽石の大量漂流・漂着に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出いたします。

令和3年12月15日 提出

軽石の大量漂流・漂着に関する意見書

本年8月に発生した小笠原諸島・福德岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から村内の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。

この軽石の漂流・漂着により、漁港においては漁船のエンジントラブルへの懸念から漁に出られない状況が続き、漁業への影響が深刻化している。また、港湾においては定期船等の航行に支障を来し、離島住民等の生活に影響が生じている。さらに、マリンレジャーなどでキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出ており、観光全体のイメージダウンにより今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。

加えて、大量の軽石が長期間にわたり海面を覆うことにより藻類や魚類の成長等に影響を及ぼす可能性が指摘されるなど、サンゴ礁や白い砂浜等も含めた本村の貴重な自然環境

への深刻な影響が懸念されている。

このような状況に対し、影響の長期化を防ぎ、様々な分野において迅速かつ継続的に対応していくための支援が必要であることから、国及び県におかれては下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 港湾、漁港、海岸、河川等における軽石の被害状況を調査した上で、災害復旧事業への認定を急ぎ、軽石の回収・処理や漂着等防止対策に関する人員及び資機材等の派遣支援並びに財政支援を行うこと。
2. 軽石による漁船・船舶の故障、修理及び被害防止策等への財政支援を行うこと。また、漁船保険が適用できるようにすること。
3. 軽石による被害や影響を受けた漁業及びマリンレジャーなどの観光業等に対し財政支援を行うこと。
4. 離島航路の運航停止に伴う影響に対し、離島住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化等の支援策を講じること。
5. 船舶の航行及び漁船などの操業の安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、沿岸域から公海にかけて漂流している軽石の回収を行うこと。
6. 軽石による水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境への影響に関する調査を実施するとともに、その保全・再生に必要な対策に関する財政支援を行うこと。
7. 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと。
8. 市町村が先行して行っている軽石対策に対する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事

以上となります。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年渡嘉敷村議会第10回定例会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第10回渡嘉敷村議会12月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号6番）